

## 全員協議会次第

令和 2 年 8 月 1 8 日  
全員協議会室 9 : 3 0 ~

1. 開 会 ( 9 : 3 0 )  
落合事務局長

2. 挨拶  
井田議長

### 3. 協議事項

- (1) 議案第 3 0 号 令和元年度三芳町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分の先議について
- (2) 藤久保地域拠点施設基本計画について
- (3) 公共交通の取組について
- (4) 令和元年度一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託について
- (5) 清掃工場跡地利用事業について
  - ①準備工事の進捗状況について
  - ②町が実施する事業予定について

### 4. 報告事項

- (1) 議会広報広聴常任委員会

### 5. その他

6. 閉 会 ( 1 5 : 4 5 )  
小松副議長

令和2年8月18日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	鈴木淳
議員	吉村美津子	議員	桃園典子
議員	細田三恵	議員	林善美
議員	菊地浩二	議員	落合信夫
議員	増田磨美	議員	本名洋
議員	内藤美佐子	議員	細谷光弘
議員	山口正史		
議長	井田和宏	副議長	小松伸介

欠席議員

なし

説明者

上下水道課長	松本明雄	上下水道課副課長	古寺靖
上下水道課下業務担当主幹	長谷川明男	政策推進室長	島田高志
政策推進室担当主幹	富田篤	政策推進室担当技師	新村優宗
秘書広報課長	佐久間文乃	環境課長	吉田徳男
環境課副課長	三澤孝宏	環境課環境対策担当主幹	小川佳一

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	落合行雄	事務局書記	小林忠之
事務局書記	山田亜矢子		

---

◎開会の宣告

○事務局長（落合行雄君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。  
(午前 9時30分)

---

◎開会の挨拶

○事務局長（落合行雄君） 開会に当たりまして、井田議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（井田和宏君） 皆さん、おはようございます。

本日は全員協議会ということで、大変お忙しい中、早朝よりお集まりをいただきましてありがとうございます。また、決算特別委員会の関係で、こういった今日は座席の配置となっております。新鮮な形で協議ができるのかなということを思っております。よろしくお願いをしたいと思っております。

また、本当に連日暑い日が続いております。皆様方におかれましては、体調等崩さないようにご留意いただきたいと思っております。

また、今日から小中学校の2学期が始まるということでもあります。コロナ禍で暑い日が続いて、またマスク等をしながら登校していかなければならない児童生徒でありますし、またこの暑さに負けないで2学期を、特に前半ですけれども、過ごしていただきたいなと思っております。

また、議会のほうは、今日、明日と一般質問の通告書の提出日となっております。今月の28日には9月定例会がスタートをします。先ほど申し上げましたとおり、連日暑い日が続いておりますので、皆様方におかれましては十分お体には留意をしていただいて、議会活動、議員活動に臨んでいただきたいと思っております。

今日も協議事項が多数ございます。スムーズな進行を心がけます。皆様のご協力をお願い申し上げまして、一言挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

また、上下水道課長をはじめとする執行部の皆様方におかれましては、出席をしていただき、ありがとうございます。丁寧な説明をお願い申し上げます。

それでは、本日も一日よろしくお願いいたします。

○事務局長（落合行雄君） どうもありがとうございました。

---

◎議案第30号 令和元年度三芳町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分の先議について

○事務局長（落合行雄君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。

○議長（井田和宏君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

協議事項に入る前に、飲料水の持ち込み及び飲料を認めさせていただきますので、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、協議事項1番、議案第30号 令和元年度三芳町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分の先議についてということで、説明を求めたいと思います。

上下水道課長。

○上下水道課長（松本明雄君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、今回上程いたしました議案第30号 令和元年度三芳町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、どういうことで先議をお願いするのかというご説明をさせていただきます。

未処分利益剰余金の処分につきましては、資料1にもお載せしましたとおり、地方公営企業法の規定に基づいて剰余金の処分計算書を作成し、決算書類と合わせて決算認定に付すこととなります。これは資料の2ですけれども、認定する財務諸表ということで一応資料をお載せいたしました。

この未処分利益剰余金というのは何かと申しますと、今回の場合ですと、令和元年度決算において生じた利益を決算後にどのように使途を決めるのか、あるいは使途は決めないで未処分で置いておくのかという計算書でございます。これについても一応決算認定の審査の対象になるということでございます。

今回は、条例による処分のほか、議決を求めるものについての処分がございますので、決算認定の審査に入る前に議決をいただいて、いただくといえますか、審議していただいて、それで可決後、決算認定確定処分後に決算認定に付したいということになりますので、先に審議をお願いするということでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 今協議事項の1番、議案第30号の三芳町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について先議する理由について説明をしていただきましたけれども、ご質問がある方はお受けをしたいと思います。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ちょっと単純な質問なのですが、先にこの未処分利益剰余金を可決してしまうということは、決算認定の中でもその部分だけが確定してしまうということになるのですよね、順番としてどっちが正しいのかというのが知りたいのですが、決算認定をしてこれで問題がなければ、未処分利益剰余金についてもこのままということになると思うのです。そうしたら議決して、これはこれでいいですよとするのがいいのか、どっちなのか。

○議長（井田和宏君） 上下水道課長。

○上下水道課長（松本明雄君） お答えいたします。

地方公営企業法上では、明確な規定は書かれておりませんが、総務省とかの考え方を鑑みますと、さきに議会の議決の処分を求めて、それでこの未処分利益剰余金というのはこういう形になりますよという、この部分だけですが、確定してから、それでこの未処分計算書も含めて認定するのか、していただけないのかという審査に移るといった形がスタンダードだということにはなっております。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございませんか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

未処分利益剰余金をどのように処理するという説明はあるのですか。

○議長（井田和宏君） 議案の内容に関わることなので、その議案の審議のときをお願いしたいと思います。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上とさせていただきます。

それでは、協議事項の1番、議案第30号 令和元年度三芳町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分の先議についてを閉じさせていただきます。ありがとうございました。

暫時休憩します。

（午前 9時37分）

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午前 9時38分）

---

◎藤久保地域拠点施設基本計画について

○議長（井田和宏君） それでは、協議事項2番、藤久保地域拠点施設基本計画について説明を求めます。  
政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 皆さん、おはようございます。政策推進室の島田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、藤久保拠点施設についてということで、進捗状況のほうをお話しさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。出席者は主幹の冨田と、あと技師の新村でございますので、どうぞよろしくお願いたします。説明につきましては、新村のほうからさせていただきます。

それでは、よろしくお願いたします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） おはようございます。

本日資料のほう、横版のものとA4の縦1つとA3のものの横とを中心にご説明をさせていただきます。

まず最初に、A4の縦の2枚刷りの資料になりますが、こちらが今現在検討しておりますモデルプランのもととなっております諸室リストになります。こちらの内容につきまして、先日の総務常任委員会のほうからご説明をということありましたので、本日はこちらを先にご説明させていただきたいと思っております。

では、横版の資料になります。まず一番最初、諸室リストについてということで2ページ目になります。この諸室リストにつきましてのご説明になります。基本計画においては、複合化の施設を検討するに当たって、1つの施設として設置することとすることを原則といたしております。それに伴いまして、下の図にございますが、基本構想では各施設ごとの考え方で面積を分けておりましたが、基本計画では、その室の機能を持った諸室ということで検討しているという点が、諸室リストの特徴となっております。

ただ複合化施設を構成する施設については、設置条例上では、原則各施設の名称や機能は残す方向でおります。また、こちらは竣工時になるのですが、活用可能な補助金等があった場合に、補助金の要綱等に合わせまして面積の調整であったりとか、諸室面の調整等を行う場合がございますが、今現在はそういった基本計画ということで、諸室の属性ごとのリストという形でまとめてございます。

次、3ページになります。こちら複合化による諸室の共有化についての内容でございます。今まで利用

されている施設を複合化いたしますので、そういった施設の、各施設に散らばっていた諸室をまとめるということも今回の基本計画の肝となっております。稼働率向上を見込む幾つかの部屋については共有化を図っております。例えばなのですが、下の図の中の調理室につきましては、公民館にございましたものと、保健センターにもおのおの点在しておりましたので、それらを一つの施設で利用するというので、調理室を一つにまとめております。そういったことで施設の利用率、稼働率を上げて、また省スペース化、面積の優位を取るということ、今回の諸室リストの中でも生かしております。

また、本町における藤久保地域の位置づけ、また団体ヒアリングや先進事例を参考にいたしまして、今までの施設にはない、今回の施設に要望される施設といたしまして、右下にございますが、コミュニティスペースとワーキングスペース、こちらにつきましてはヒアリング等でも多く要望する意見がございましたので、今までにない諸室して追加しているものでございます。一応赤字で書いてあるのですが、こちらについては行政側として設置する可能性と、また民間を誘致するという可能性も併せて検討いたしております。

次に、4ページになります。図書館のバリアフリー及び規模の設定についてです。既存の図書館の書架につきましては、バリアフリーや快適性の観点から課題があるというふうにヒアリング等でも言われておりました。今現在ですが、開架書架におきましては、14万8,000冊を587平米の開架書架で並べておまして、高い書架と、あと狭い通路というのが現状となっております。公共施設マネジメントの考え方で、15%減ということそのまま設置しますと、かなり面積がさらに狭くなってしまいますが、必要なものを必要な諸室でかなえるという点で、こちらは、下にございますが、日本建築学会建築設計資料集成より、書架ピッチを1.8メートル、段数5段にいたしますと、平米当たり185冊の蔵書が可能ということで、こちらの蔵書数から面積を算出いたしまして、こちらの諸室リストの中では、この1,050平米という開架書架と移動棚、段数7段の開架書架、180平米、こちらを今現在の建築的な資料集成の中から数値を生かして、必要な面積を確保しております。これにつきましては面積が増になっている要因でございます。

次に、5ページ目になります。諸室リストの内容につきまして細かくご説明をするのは、ちょっとなかなか難しいので、各施設、大本にありました施設の、この諸室リストの中での考え方について整理していただいております。諸室リストには2枚目に小学校も入っておりますので、小学校の内容についてもこちらで説明いたします。

こちらは、教育委員会と学校と学校検討部会というものを立ち上げまして検討いたしました中で決定した内容でございますが、今現在学校の教室サイズについては、多目的に利用できるよう大きく取ることが割と増えてきておりますが、藤久保小学校さんとしては、教室サイズは通常どおりに抑えて、その分浮く面積を特別教室のほうに回してほしいという要望がございましたので、諸室リストの中でも教室サイズは現行と同等面積の60平米の普通教室を確保するような形で、それ以外の特別教室を多く確保できるような形としております。

また、教室の数なのですが、こちらは人口推計等による今後の生徒数の予測から最大の教室を算出しております。基本的には1学年3クラスと、人数が増えたときのために予備教室を各学年1つという形で確保する形を、人口の推計から想定しております。

また、今後生徒数が減少していくことが考えられますので、そういった将来的な可変性、配置の工夫であったりとか、あとはこの後にも話が出てきますが、特別教室であったりとか、未利用教室の一般開放なども、

今後施設を長く使っていく上では大切な観点となりますので、そういったことについても併せて検討いたしております。

次に、図書館につきましては、先ほどご説明したとおり、蔵書数よりバリアフリー対応の面積を確保しております。また、今現在図書館でいろいろなイベント、事業等を実施しておりますが、そのための専用室が欲しいというご要望がありましたので、それを学習室という形で確保しております。これによりまして基本構想の面積よりは増えるような形となっております。

公民館につきましては、既存の利用状況から必要諸室を整理しております。それによって諸室の数は減っております。ただ共用の会議室等の利用と、あと学校の特別教室等の相互利用などを検討することで、この減少した分をカバーするような考え方を持っております。

次に、保健センターについてですが、保健センターにつきましては、健診等利用のタイミングというのが限られておりますので、こちらについては子供関連施設と併用することを検討しております。というのも、ふだん健診等で使わないときに、保健センターというのは丸っきり使われない部屋となっております。そういったことが施設維持管理上不利となることから、通常は子供の関連施設として使われている部分を、健診等が必要な際に、その専用倉庫から、こちら衛生面も確保した専用倉庫から資機材を取り出してきて、健診等を行うというような形になっております。また、相談機能については、こちら子育ての関連と併設併用という形になるのですが、こちらは随時行っているということですので、そういったものは保健センターの機能として確保というような形となっております。

次に、子供関連施設につきましては、こちらは公共施設マネジメント上、ほかの施設、子供関連施設の閉館の可能性がございますので、それらを考慮いたしまして、藤久保拠点の中では面積を増やして機能を増強するような考え方となっております。ただ今現在児童館、子育て支援センター、ファミサポという形が別棟で建てられていることから、その中のサービス内容が重複している点などは、同一施設で整理するような考え方でおります。

先ほど申しました子供施設の保健センター利用については、多目的ホール2番というものを想定しております。ふだんは生徒さんの軽運動ができるような広いスペースを取っております。こちらを保健センターが健診する際には、保健センターが使うような考え方がございます。

また、複合施設として各年代の方が長く、朝から晩まで使う中で、子育て施設というのは、基本的には通常夕方には利用が終わるものでございますので、そういった開館時間の違いによって、その一般利用の範囲についても今後検討することで、施設の利用率を上げる工夫を検討いたしております。

次に、6ページ目です。こちらは基本構想の中で導入を検討する施設に充てられていた施設になります。こちらの中でふれあいセンターにつきましては、現行の北永井にございますふれあいセンターが機能しているという点から、そちらの機能を維持しながら、一部機能のみをこちらの今回の拠点に導入するような考え方でおります。それにつきましても多目的室という扱いにいたしまして、各種団体が団体活動に供する部屋ということを想定いたしております。例えばですが、老人クラブ連合会やボランティア連絡会、協働のまちづくりネットワークなどが、そちらのほうで協議体などをつくっていただきまして、自主管理などの仕組みができれば理想的だというふうに考えておりますので、これは今後運営の中でそういった可能性についても検討したいという旨で書かせていただいております。

先進的な施設でも、そういった活動に重要なロッカーというものを多く設置してございますので、これも団体ヒアリング等で多く要望がございました内容でございますので、そういった団体活動に供するための活動用ロッカーを多く設置するというのも、こちらのほうで考えております。

また、社会福祉協議会につきましては、こちら藤久保拠点のほうに入るということを希望されておりました、一応現行程度の規模を要望しているということでございますので、モデルプランの中でもそういったことで想定いたしております。こちらについては、単独エリアで施錠ができるような管理をしたいというような要望をいただいております。

商工会につきましては、こちらについてはまだ継続協議中でございますが、未定となっておりますが、今現在は、今現行の商工会と同等規模のものをモデルプランの中には含めさせていただいております。

以上の内容が諸室リストの内容というか、概要をご説明させていただきました。

最後に、この後の配置計画等にも大きく影響を与えるものでございますが、今回の計画が小学校と複合公共施設が併設されることによって、先ほど説明の中にありました学校の特別教室の一般開放、そういったところを可能にすることで、現状省スペース化している部分に関してカバーしたいという考えがございます。

下の図になりますが、今現在貸出しに供するような公民館の部屋が678平米ございますが、基本計画のこちらの諸室リスト上ですと、貸し出す部屋と共有の会議室等を合算しましても535平米という形で、面積的には減ってしまう形になります。ただこちらの内容につきまして、先ほど申しました学校の特別教室を時間外、夕方以降であったりとか、土日の使われていないときに開放することによって、面積的にはこちら増えた形になりまして、多くの方に貸し出しができるという状況になります。この辺につきましては、あくまで現状の案でございますが、学校等々にも説明をしておるところでございますが、その学校の開放できる範囲であったりとか、備品の管理、また生徒さんのセキュリティー等、そういったことについて継続的に今後検討していくということになっております。これ自体が今回の施設の整備の中の肝となる内容となっております。

諸室リストの説明については以上となります。

では、次に、配置計画についてご説明させていただきます。9ページ目になります。今まで配置案につきまして、おおむねグラウンドの配置を東西南北で分けまして、4案、お示しをさせていただいております。その中で、こちらは別添のA3の資料になります。先ほどご説明しましたが、複合化の効果を最大限に発揮するため、特別教室と公共施設の相互利用などを考えますと、まず小学校の校舎、体育館、公共施設を近接して配置するというのを重視したいということになっております。また、今回の事業に際しまして、仮設校舎を建設することで8億円から10億円といった試算が出ておまして、そういったものを今回の事業に充てますと、かなり大きな支出となってしまいますので、仮設校舎を極力建設しないという点で、今現在ですが、まず2-2案と3案が有力という形で、最初に位置づけさせていただきました。

この2-2案につきましては、当初仮設を造らないという形で、小学校と体育館が大きく離れているような案を2案としてお示ししていたのですが、今3棟建てになっている一部を先行に撤去いたしまして、一部仮設を造ることで、設計上の不利をなくしたものが2-2案という形で検討いたしております。これにつきましては、仮設校舎を4億円で抑えられるということになっております。こちらの内容でまず最初に検討を行いました。



続いて、10ページ目です。校庭への日影についてですが、こちらは、3案というものが北側校庭と言われまして、一般的には学校施設としては嫌われる配置でございます。というのも、日影の影響によりまして、冬至の段階で、校舎の日影がグラウンド側に落ちることになります。そうしますと、霜が降りたりとか、霜が降りることで日が当たらず、グラウンドが乾かないということで、冬場に利用に影響が出るということで嫌われる配置となっております。

これにつきまして、A3資料の裏ページになります。こちらで具体的に校舎の高さ、体育館、公共施設の高さなどを想定いたしまして、校庭に影響を与える日影の範囲をお示ししております。こちらは上の段が冬至、一番条件の悪い状況です。下が春秋分ということで、一般的なふだんの利用ということになります。下にございますが、その双方につきまして、朝の9時から15時までの間で、2時間影になる範囲が緑の範囲、3時間日影になっている範囲がピンクという形の絵になっております。こちらで御覧いただきますようにですが、校庭への影響につきましては、2案よりも3案のほうが少なく抑えられております。というのも、3案につきましてはグラウンドの面積が大きいので、冬至において日影が落ちる範囲の部分を避けてトラックを確保することが可能ということが、こちらの検討でわかりました。日影が落ちる範囲というのはございますが、その部分については駐車場の整備であったりとか、土グラウンド以外の植栽帯等の整備による対応も可能と考えております。

また、教室への日照、こちらも学校側のほうで重要視されている内容ではございますが、これについては南面を向く面積が多いという点で、3案のほうがやや有利であるというふうに考えます。

また、3案については、仮設校舎を一切建設いたしません、2-2案については、建て替え期間中の2から3年の間に一部仮設校舎ということになりますので、一部の生徒さんがその2年から3年の間、仮設校舎を利用して授業等を受けるということで、影響があるというふうに考えられます。

これらを踏まえて、今現在検討の中では、第3案を最有力候補として進めたいと考えております。

こちら仮設校舎、先ほど申しましたが、一部仮設でも4億円、そうではない場合には8億円から10億円というような試算になっておりますので、そういったものを使わないということにおいて削減できた部分に関しては、一部学校側の各種設備の質の向上や教育サービスの充実のために用いたいというようなご説明をさせております。これについては、教育カリキュラム等との影響もございますので、学校側と、また教育委員会と、今後竣工までの間に協議を重ねていきたいと考えております。

最後になりますが、先ほどご説明しました配置と校庭への日影の影響等につきましては、教育委員会と調整をさせていただいております。小学校における校舎、校庭の位置や特別教室の一般開放などについては、学校や教育委員会の理解が不可欠であり、町としても説明を行いまして、今のところ一定のご理解をいただいております。ただ一般開放の範囲やセキュリティー、先ほど申し上げましたが、小学校の環境整備等については、今後も学校と教育委員会にご意見をいただきながら継続していく予定でおります。

下にございますが、今年度入りまして、7月31日に校長会、8月2日に学校検討部会、こちらは藤久保小学校校長にご出席いただきご意見をいただいております。また8月6日には教育委員会のほうで協議事項という形で、同内容の説明をさせていただきまして、一定のご理解をいただいているという経緯を踏んでおります。

本日のご説明については以上となります。

○議長（井田和宏君） 今、藤久保地域拠点施設基本計画について説明をしていただきました。質問がある方は挙手にてお願いをいたします。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

このA3のこの図面でちょっと聞きたいのですが、これでGLの設定をどこにしているのか、GL0をどこにしているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

今現在敷地が高く上がっておりまして、南側が高低差がついているような状況になるのですが、実質学校というのはある程度高さがあって、水害等の避難所等になっていることもございますので、大きくグラウンドレベルを変えるということは考えておりません。それによって工事費用等も上がってしまう可能性がございますので、今現在そういった大きい条件の変更は考えておりません。現状をベースということになります。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ということは、このみらい通りに面して駐車場があると思うのです。当然アプローチもないので、ここは、みらい通りはGL0ですよ。となると、ここだけかなり低くなるわけです。公共施設に入るときには段差が出てくるということですか。そうすると、バリアフリーとかユニバーサルデザインとか、そういった関係はどうなるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

こちらにつきましては、今現在あくまで配置を検討する上での案でございます。みらい通り側のにぎわい創出という点から、今こちらの公共施設際に、駐車場をこれだけ大きく整備するかどうかということも検討している段階でございます。実際にこういった配置というか、駐車場がこれだけここに確保するとかということは決まっているものでございませぬので、そういったところから調整を、まだ今後、今現在も進めているところでございます。

そういった動線の部分につきましては、当然にバリアフリー対応というところを検討いたしておりますので、そういったところにそごがないように検討していきたいと考えております。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

建物とか造るときにはGL考えないと、最初からそれを決めていかないと、後になって全部ひっくり返すということはできないと思うのです。特に駐車場がここにあるということは、公共施設との2メートル近い、1.5メートル以上ですか、今段差があると思うのですが、そうすると、そもそもの計画そのものが最初から破綻してしまうことになりかねないのです、このまま進めていくと。だからそこは大事にしていけないといけないところではないのでしょうか。まだこれ入れたばかりだからとか、入れただけですからという話にはならないと思うのです。建築を考える上では、それはとても大事だと思うのです。

仮に公共施設を、では下げればとなると、今度学校とのところでレベルの違いが出てくるわけです。そうすると、この行ったり来たりというところでまた支障が出てくるとなると、みらい通りに面して駐車場を置くということ自体の計画が、そもそも危ういのではないかなと思ってしまいます。どうでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） 先ほど申し上げたとおりなのですが、こちらみらい通り側の駐車場については、現在こちらに設置するかどうかということから、今検討しているところでございまして、この配置案というのは、あくまで、先ほど申しましたグラウンドの位置と学校と公共施設との関係性について現しているものでございまして、こちらのみらい通り側の駐車場についても、公共施設に近接して駐車場があったほうが便利なのではないかというコンサルの考え方の部分で、一案として出されているものでございまして、これはこういった配置で、この部分にこの駐車場を確保するといったことが決まっているものではないので、そういったことも併せて今後検討していくような形になると思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

こうやって出ている以上は、これ案です。では別の案というのはあるのですか、公共施設に必要な駐車場をどのように確保するのかということの案が示されないと、こうやって出ているので、これで説明して理解してもらいましたなんていう話になると、後々困るのです。示しているだけですからと言われると、そもそも、ではこの説明は何なのですかとなってしまうのですけれども。ちょっと無責任な言い方ではないのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

今こちら配置案の検討というところで、先ほどの案ですということになるのですけれども、今検討している中で、今こちら西側に民間施設が入っておりますが、そういったものを東側の敷地にも入れ込むといったパターンであったりとか、そういった可能性を多く検討しておりまして、なおかつこれから民間のサウンディング等を行うときに、どういったものが、これから民間側からも要望として出てくるかということも精査する必要ございまして、今現在こちらのほうにはお示しはしていませんけれども、東側の駐車場を、今この絵のとおりにある部分に公共施設を持ってきて、その横に民間施設があるような、そういった検討もしておりますので、今現状として、こちらあくまで配置の初案という形でこういった並べ方をしているというところになりますので、お示ししていないという点ではないのではないかとということなのですが、ここに駐車場が来ますといった意味合いの配置案ではないということだけご理解いただければと思います。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

この前の教育委員会の定例会のご説明が、そのときにもお伺いして、そのときには質問なかったのですけれども、ではなぜこれ案で、ほかの案も検討しているというのであれば、ほかの案を検討しているのもなぜここに載ってこないのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

駐車場につきましても、その高低差の懸念があるというのは考えているところでございますけれども、一応配置図でございますので、公共施設はここ、例えば学校はここというふうな配置をお示ししたということにすぎないと。今考えているところは、駐車場の位置というのは非常に価値の高いところというふうな考えておりますので、そこに民間施設のほうを持ってきたほうがいいのではないかという意見もありまして、現在考えているというところでは、

高低差につきましても、そこも考えていくというふうにしておりますので、これはあくまでも配置の位置と、公共施設と学校の位置を示しているというところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

しつこいのもうやめますけれども、ほかに案があるのなら、なぜここに載ってこないのかというのが最終的な質問なのです。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

あくまで、先ほどから同じ話になってしまうのですが、グラウンドの位置から想定される公共施設と学校との位置関係を示した案でございますので、それと中の詳細については今現在検討いたしておりますし、基本設計であったり実施設計というところで大きく変わる可能性もあると思います。ただ、北側にグラウンドを持ってくると、あと公共施設と小学校、近接して建てること、仮設校舎を造らないことといった、大きい諸条件を整理するためのあくまで配置案ということになります。現状を示しているのはそういう内容になります。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかに案があるのに示さないということについての質問、それについてはいかがですか。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） 今回ご説明したかった内容というのが、グラウンドの位置と公共施設との関係性ということでございますので、そちらの内容についてご説明できる資料としてご提示しているものでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかに案というのはあるのですか、ほかに案というのものもある。これ以外の案も考えているという、先ほど……

政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

先ほどちょっと新村的ほうから申していますとおり、細部について変わった案というのは、今実は持っていないわけなのです。考えの中では駐車場の位置であるとかいうのはありますけれども、基本的には、小学校の位置とグラウンドの位置と公共施設の位置はここにしたいというのは、それが案です。現在のところ、その大きな3つの配置についてのほうの配置図ということ。だから細かい駐車場の位置ですとか、

民間施設の位置とか、多少は変わってくると思いますけれども、大枠は変わらないというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） この高低差を細部ですと言い切ってしまうところは、ちょっと危ういかなと思うのです。そもそも公共施設にどうやって入っていくのか、そのアプローチ、人のアプローチの仕方とかにも高低差が生まれてしまうのか。というのは、施設をどうやって配置するかの要素として大変重要だと思うのです。細部ではないと思っているので、こうやって質問しているのですが、答えがこれ以上ないようであれば、もう結構です。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

答えがないと言われればないのですけれども、グラウンドレベルについては、これから検討していきたいというふうに考えています。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

この3案のほうでいきますと、民間と学校、公共というのをはっきり分かれてしまっているのです。こういう設計というか配置だとPFIとかを使う意味があるのかないのか。民間のほうは売ってしまって、勝手にやってくださいというわけではないのですけれども、こちらの公共のほうに民間が絡まないことには、そもそもPPP等を使うという意味があるのかどうなのか、そこら辺何かあれば聞きたいのですけれども。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） ご説明いたします。

先ほどの話と終始してしまうのですけれども、こちらはあくまでグラウンドの位置と公共施設との位置関係を示しているものでございまして、先ほども申しました民間施設が東側に来る案ということも当然に考えております。その絵に示す、示されていないのではないかと話等になってしまうのですけれども、これはあくまでそういった関係性を一部お示ししているだけです。この西側が民間施設、東側が公共施設というふうに分かれた考えではなく、これからサウンディングをしていく中で、また町の中でも実際に公共施設の機能増強をするために、民間施設を併設させるということも考えておりますので、そういったことが具体的に上がってきた際に、そういったものを絵としてお示しできるかと思えます。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかに。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

これは絵ですと言われると、これ何にも質問できなくなるのです。今の細谷議員の話でも、民間と公共施設、一緒にすべきではないかと、そういう検討もしているのかという話です。そうでないとPPPの効果も出ないよという話、でもこれは絵ですから。そうすると、私もこれ質問しようとしても、また絵ですからと言われておしまいになってしまうのですけれども。

すごい疑問だったのは、まず小学校なのですが、1教室ずつゆとりは持たせるという話で、これも絵の話

ですか、すると質問できなくなってしまうのですけれども。何人教室を想定して教室を造っているのか、まず伺いたいのですが。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

こちらの諸室リストにございます64平米というのは、今現状の藤久保小学校の教室サイズと同等になっておりまして、これにつきましては、おおむね柱のSPAN割から8掛ける8ということで64平米の想定となっております。一般的な教室、これから教室の生徒数というのを検証していくかもしれないのですが、そういったことにも、今マックスのキャパシティで対応できているものをベースに検討いたしております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） ということは、今の現状を維持するということであって、学校として何人教室が適切であるという検討は全くされていないということでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

学校とのヒアリングの中で、現状を広くするのか、現状と同じというか、どうするのかという話し合いはしました。何人規模という話は出ていないのですが、なるべく教室のほうは多くいただきたいという、欲しいというお話なので、現状と同じSPANで柱をとって教室を設定したという話になります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

今の現状でいいよという教育委員会側も、教育委員会側で将来にわたってどうあるべきかという議論がされていないということです。現状でいいよという結論を出したのか、30人教室がいいのか、30人にするのかという話が何もなされていなくて、今の現状で決めてきましたというふうに聞こえましたが、それでよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

教育委員会側の話もあると思うのですが、藤久保小学校をどういう小学校にしていくかという考えは、教育委員会のほうで持っている、進めていくという考えには変わりはないと思います。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） ですから、将来何人教室が適切なのかという議論はしていないということですね、それは教育委員会側の話ですけれども。そういう議論も、だから政策推進と教育委員会との間はされていないと、だから現状にしましたということで。それだったら別にそれで構わないのですけれども。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

現状で構わないという話だったのですけれども、広い教室の提案等もしておりますが、それよりも教室がたくさん欲しいのだというような意見でしたので、現状と同じにさせていただきました。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 今の話もちよっと変な話で、広い教室にしろと私は何も言っていないので、何人教室にするのかというところが基準があるのかという話で、それはないということです。

もう一つは、7ページにある複合化による学校開放の効果増大となっているのですが、日中、それから平日の夕方以降、特別教室を使うことになっています、土日祝も。ところが配置図を見ると、これもまた配置だから分かりませんという話になると、質問する意味なくなるのですが。

配置図見ると、公共施設の中に特別教室をそういう形で有効利用しようとなったときに、学校側に行かなければいけないのです。セキュリティーの問題はこれで問題ないのか、どういうふうに管理していくのか、その辺の検討はされてこの絵を作ったのか、それともこれは絵だからまだわかりませんよという話なのか、どうなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

つながっていないという話ですけれども、うちのほうの視察として、川越のほうの霞ヶ関北小学校のほうを見てまいりました。そこは特別教室のほうも共用しているという形で、学校側から入れる側のドアが1つ、公民館側から入れるドアが1つということで、鍵を2か所という形でセキュリティーをとっております。鍵をしっかりしておけば、その辺の時間帯等を通せばセキュリティーには応じられるのではないかというふうに考えています。特別教室の位置とかは、まだ現在のところは検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 特別教室は多分1か所だと思うのです。そんな幾つも造ることないと思うのです。入口のドアを施錠すると、誰が管理するのかはちょっと別に置いて。問題は小学校の中へ入っていくわけです、普通の方が。使い勝手の問題も大きくあると思うのですが、今度は詳細はやっていませんという話で終わってしまうかもしれないけれども、この小学校の中に入るということは、小学校に入るところも、もちろん施錠も問題だけれども、中の問題もある。中に入ってから問題もあるわけです。最近変な人が多いといったら不穏当な発言になるかもしれないけれども、場合によったらガラス破って教室に入る人が出てくるかもしれません。そうすると、そういうセキュリティーの問題というのはよほどしっかりしておかないと、これは詳細でもって検討しますという話の答えになると思うのですけれども。

非常にその特別教室を共有することで、公共施設の使い勝手を広げるという考え方そのものが、学校の公共施設の中、あるいは民間施設の中の施設と一緒に共用するというのはわかるのだけれども、小学校のあるところ、特別教室です、今回。それを共有するというのは、あまり望ましい形ではないと思うのです。そこら辺に関してどう思われます。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

学校等とも話し合っ、特別教室等の利用につきましてはご理解いただいているところでございますが、ただ配置につきましては、やはりセキュリティーに関して非常に問題があるというか、重要なキーだというふうに考えております。特別教室の位置がまだ決まっておませんが、霞ヶ関北小学校では鉄の扉が1つと

どうか、つながる通路になっていましたので、それをガラスではないという形でセキュリティーのほうは保っております。そういうことも含めて、その辺のセキュリティーに関しましては強化をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

そこは詳細設計がないからということで終わると思うので、あともう一つ、これを検討する中で、11ページに教育委員会との調整となっておりますが、これは要するに担当部局との打合せということで、利用者たる保護者との話し合いというのは一回もなされていないのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

現在の保護者とはお話しはしていませんが、PTAの会長であるとか、PTAの代表の方とはお話をしております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

やはり一番利用する側、保護者側の目線に立った検討というのは絶対に必要だと思うのです。PTAの代表がいるからいいでしょうと、そうでもないと思うのです。では、そのPTAの代表の方がこれに関して、PTA総会でも何でもいいから持ち帰って検討されたという実績はあるのでしょうか、それともそれはPTAの代表に話したから、もう終わりだよという話のスタンスなののでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

PTAの方が持ち帰って何か討議をしたという実績はございません。また、今度は9月号とかに広報を出しまして、広く利用者の意見を募っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 広報に関しては、町民全員に関わることなので出すべきだと思うのですが、それ以上に現在使っている保護者の意見をきちっと聞いて、必要なところ、何でも聞いていたら、とてもではないけれどもパンクするとは思うのですけれども、でも必要な意見というのは聞くべきだと思うのです。ずっと今までの流れを見てみると、やはり住民に対しての説明会だとか、そういう利用者に対する説明会が非常に希薄だというのが、私の意見なのですが。

そこはさておいて、もう一つ聞きたいのは、ふれあいセンターなのですが、ふれあいセンター、まだ未定みたいな形で先ほど説明ありましたけれども、これは公共施設の中に入れるのか、それとも民間の施設の中に入れるのか、どちらなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。



現在のところ、ふれあいセンターという名称を使うかどうか分かりませんが、多目的室という形で公共施設の中に入れたいというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

ふれあいセンターを民間でなく公共に入れるという、ふれあいセンター、ご存じのとおり、お風呂の施設こそないですけども、カラオケとかやっているわけです。そうすると当然使う場合、防音の問題だとか、要はほかの公民館の中で会議やっていたり何かするのですが、それに影響を与えないような対策、当然取らなければいけない。そうすると、むしろ民間施設に入れるほうが、民間施設でどういう施設を入れるのか、ちょっとここらでは見えないのですが、一般論として民間施設に入れたほうが、多少防音しておけばそれで済む話ではないかと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

現在のところ、民間施設に入れるというアイデアは今初めて聞きましたので、アイデアとして受けさせていただきますが、実際のところふれあいセンターに関しましては、高齢者のほうが活動する場所がほしいということで、お風呂等の要求もあったのですけれども、なかなかそれは難しいという話で、その活動できる場所をふれあいセンターとして、多目的室として利用できるようにやっていただくと。カラオケに関しましては、ちょっとその辺は利用の方法を問う形で、実際運用に関して高齢者と話し合っていければなというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

PPPだとかいろいろ、これは個人的な意見なので別に議員共通の意見ではないのですけれども、PPPとか何かいろいろ、もろもろ考えると、やはりふれあいセンターは民間に任せるほうがいいのではないかと考えているのです。その中で機能を増やすのなら増やすで、当然町から補助するかどうかはまた別な話です。だけれども、基本的な運営は、場所も民間に移して民間に任せるほうが、実質に合っているのではないかとと思うのですが、どう思われます。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

増やすというか、現在も民間のほうに委託している形になりますが、ふれあいセンターという名称ですと、やはり民間委託というのもありなのかと思いますが、現在ここで考えているのは、ふれあいセンターという名称は残っておりますけれども、高齢者が活動できる場所ということで多目的室という形で残していますので、ちょっと実際ふれあいセンターとはまた変わったものになるのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

説明ありがとうございます。私のほうも6ページの社会福祉協議会についてお伺いをしたいのですけれど

も、これは導入を希望しているという、この希望しているのはどなたでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

社会福祉協議会には、昨年度団体ヒアリングという形で社会福祉協議会に対してヒアリングを行っております。その際、事務局長と社会福祉協議会の職員の方にご意見をいただきまして、その中でこういったご意見をいただいたということでございます。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

現在庁舎内に社会福祉協議会を移させていただいて、もちろん住民の方々がお住まいになっているところからちょっと遠くはなっているのですが、福祉課との連携という面では、大変移したことについては私は賛成をさせていただいたのです。現在のこの庁舎内での福祉課との連携のところの検証がしっかりされていないと、ただ社協のほうを望んでいるからまた移すという形にはならないのかなというふうに思うのですが、その辺についてはいかがなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

福祉課との連携については、今非常に隣でするので密にできているというふうに考えますが、福祉協議会の話ですと、やはり藤久保地区にあったほうが利用者に対して便利なのではないかということでありまして、現在の福祉課と社会福祉協議会の検証につきましては今後していった、離れてもできるような形にはしていきたいというふうに考えています。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

行政もICT化すれば、連携は少し離れていてもできるのかなとは思いますが、例えばこの藤久保拠点のほうには、出張所のようなアンテナみたいな形で小さいスペースで置くとか、そういうこともできるのかなというふうに思うのですか、そこら辺もぜひ、今後の検討になると思いますけれども、ぜひとも検討していただきたいと思います。

あと、すみません、もう一点なのですが、先ほど小学校の教室の数で、山口議員からも生徒の人数の、今40人学級ですので、きっとこの40人で計算された教室数なのかなと思いついてはいたのですが、1学年プラス1で、6教室は余裕教室という形でとられるということなのですが、今年の政府の骨太方針が何かで、コロナ禍の中で今後、来年度ですか、少人数学級を進めていくというような、こういう記述も読ませていただいているのですが、これは何年か先のことであるので、どうか分かりませんが、このコロナ禍の中での40人学級がいつまで続くのかなというところは、大変心配しているところです。しっかりと教室数を、予備教室で6室と、あと少人数教室、これもそうですか、この縦長の17番の少人数教室6室というのがありますので、何とかそこら辺もカバーはできていくのかなというふうに思っているのですが、そういう目もきちっと持って、教室数は考えていかなければいけないのかなというふうにも思っておりますので、その辺についても学校側とはよく協議をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

ありがとうございます。貴重な視点かと思えます。

教育委員会、先ほど出席した際にも、将来的な可変性みたいなものというのはやはり重視されていて、霞ヶ関北小学校も、パーティションというか、簡易に間仕切っていて、将来的な変更に対応できるような様子になっておりまして、そういったものも参考にさせていただきたいというお話がありまして、防音の部分とかいろいろ条件としてクリアする必要があると思うのですけれども、やはり長く使う施設としていろいろなものに対応できるものということで、そういった視点があるという点も重々承知いたしておりますので、今後検討に含ませていただきたいと思います。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

まず、5ページのところで、保健センターと子供関連施設ということでありまして、これは、保健センターと子供関連施設と併用ということで、子供関連施設においても、同じ児童館、子育て支援センター、ファミリーサポートで、サービス内容が重複しているものは、同一施設で整理ということで、やはり私は保健センターにしても、それから子供たちのことにしても、今まで独自のものが、役割がすごくあると思うのです。そういった専門性の独自性が、これでは併用のところでやっていくということは、今までやってきた、そういった独自性のものがかなりやりにくくなるというふうに思っていますけれども、担当課はどのようにこういうことについては述べているのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

こちらにつきましても、所管課のほうにもヒアリングを行っておりまして、まず保健センターにつきましては、環境というよりは、資機材があって、人がいれば従来のサービスという部分に関しては影響はないというところでご意見をいただいて、そちら子供関連施設との併用というところ、その衛生的な部分というところ、資機材を衛生的に管理したいということがございましたので、その部分を取り入れさせていただいたということになります。

子供関連施設につきましても、そういった部分的に、例えば研修をやっている際に1つの部屋が使えないとかということの事情については、機能低下というよりは、その段階でほかの複合施設もございまして、そういったところをうまく使うなどということで工夫はできるというところで、そのサービスという部分では、提供する部分に影響というか、部分はないというふうにご意見をいただきましたので、こういった計画とさせていただきます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） どちらかというところ、これに合わせてそうせざるを得ないような、そういった回答になっているのかなと思うのです。やはり児童館は児童館で、1つの施設の中でほかのものと共有してやっていくとか、そういったものとは違うと思うのです。やはり今回の案を見ると、ますます私は今までの独自性でやっていたものが、単独性でやっていたものが、本当に住民が利用しやすい、とても安心して利用できる施設だなど改めて感じているのですけれども、室長は単独施設についても同様に複合施設とともに考えて

いくというふうなお答えでしたけれども、単独施設についても併用して考えていると思いますが、その点はどうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

現在のところ、その単独施設を個々に造っていくという案は難しいというふうに考えておきまして、複合施設で造って、サービスの増強等をしていきたいというふうに考えていますので、決してサービスが低下するというふうな形で複合施設を造るのではないというふうな形で今のところ考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） こういうふうな計画を立てたから、後退させるものはないというでしょうけれども、実際には大幅な後退です、これは。住民はなかなか納得できないと思います。ふれあいセンターにしても北永井を維持するということで、他については多目的室として、団体活動に供する部屋は造ってあげるけれども、現状の北永井を維持するということになっていきますけれども、それもそういった利用団体のほうは、それで納得をしているというふうに捉えていいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

100%納得しているかというのは、ちょっとあれなのですが、ただ向こうの要望としましては、老人福祉センターを造ってほしいという要望を聞きましたが、この面積のところをそれを造るのは難しいということですので、昼間に高齢者が活動できるスペースが欲しいというふうなところの期待に応えたという形になっています。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 本当に住民の声を聞くということで、室長は努力をされてきましたけれども、コロナの問題もありますけれども、本当に住民の声を聞いていない、またこういった施設の計画を提案したところで、本当に住民の方々に、それから住民の声を聞いてやっていくということですが、実際にはなかなか住民の声を聞けないのが現状だと思いますけれども、その辺住民の声を聞いてやっていくというふうに言っていましたけれども、その点についてはどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

団体等、あとはいろいろな機会において住民の声等は聞いてきましたけれども、これからも聞いてはいきますが、なかなか100%、その反映することはできないという形になりますので、その辺は妥協できる点を探しながら今後進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） それとあと、小学校のほうなのですが、第3案のほうは北側になりますので、先ほど述べたように、影になる面積は少しだけでもできるということで、こういったときに運動会と

か、運動会の練習のときはフルに面積を使うと思うのです。そういった使えない面積が出てしまうというのは、とてももったいないなというふうに思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

運動会の時期は、秋とか春の口ですので、多分グラウンドの状況が悪いということはないというふうに考えます。影響が出るのはやはり冬場というふうに考えていますので、その部分に対しては何か対処して、グラウンドがぬれていかないような形をつくっていききたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私は、今海や川での水害事故がありますけれども、やはり子供たちにそういった基礎を教える学習というのはとても大切だなと思って、改めてプールの必要性とか住民の声を聞いていく、それから単独施設でやっていくほうが、大変住民に喜ばれるのかなと今日説明を聞いて思いましたけれども、最後に、今後のスケジュールについて担当課はどのような計画なのか、お伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

スケジュールについては、これから、まだ平面プランのブラッシュアップとか、立面計画の検討、あと運営業務の民活範囲の検討であるとか対象抽出して、これからちょっと企業とのヒアリングについてやっていきたいというふうに考えています。面積等が出てくれば、概算の費用等も算出をしていきたいというふうに考えておまして、9月には住民に広報等で周知をしていきたいと思えます。また、住民の説明会等も行いたいですけれども、ちょっと今の現状の段階だと、なかなか人を集めるのは難しいというふうに考えていますが、その辺についても考えておる次第でございます。

スケジュール表については、皆さんに行っているというふうに考えていますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

(午前10時36分)

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

(午前10時37分)

---

○議長（井田和宏君） まだあるようでしたら、1時間経過しておりますので、協議事項の途中ですが、休憩をさせていただきたいと思えます。よろしいですか。

では、休憩いたします。

(午前10時37分)

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

(午前10時45分)

---

○議長（井田和宏君） 引き続き協議事項を行います。

協議事項の2番、藤久保地域拠点施設基本計画についてからまた始めさせていただきます。

質問のある方は挙手にて。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

4ページの図書館、4ページでお伺いしますが、三芳町は貸出しが多いというような話で、それを売りにしているのか、ちょっと分からないのですが、今だんだんペーパーレスの時代になって、バリアフリーで広くするというのは構わないのですが、実際電子化になって、電子図書館とか、日本はちょっと遅れていますけれども、せっかく図書館を新たにこんな時期に建てようというのだったら、やはりそういうようなことにも対応するようなスペースというか、将来的なのか、ちょっと分からないのですが、そういった、オガールなんかにもありますけれども、そういう部分というのも確保しておく必要があるのではないかと思うのですが、そういったことは書いていないので、そういった検討はしているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

電子図書につきましては、図書館側にも一応投げているのですが、電子書籍につきましては、書籍全部が電子書籍ではないという考えもありますので、コロナ禍の時代もごございますので、その辺は一応図書館なんかとも考えていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございます。

本日ご説明いただいたこの3案を図面の中で拝見をしたときに、第一印象としまして、今まで積み重ねて説明をいただいた印象として、公共施設と民間の施設の融合というテーマがあった印象を持っておりました。その上でこの図面を拝見しますと、この道路を挟むというところで、非常に大きいリスクがあるといいますが、ちょうど地域でいきますと、川越街道の向こうとこちらとなると、やはり大きな隔りがあるような、そういう感じの同等のイメージを感じましたが、説明をお伺いする中で、まず学校とグラウンドというお話でしたので、そういう意味においては、今後この民間施設と公共施設の位置であるとか、もしかするとそこが共有されるであるとか、こういうところに可能性が残っているということよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

今まさにこれから来月にかかりまして、民間にサウンディングという形で、今回町がこういうことを考えているのですが、どのようなことが民間さんのほうで考えられますかといった、あと町の考えることに対して単純に事業として成り立ちますとか、ちょっと採算厳しいですとか、そういった市場のご意見をいただく機会がございまして、その今前段階といたしまして、町の考え方というのをある程度取りまとめているところでございます。

その中では、先ほど民間と公共施設というところで、まさに先日出たお話なのですが、機能を付加するという考え方が合っているのかなと、町の考え方の中では合っているのかなということがございまして、例えば図書館の横にカフェがあるというのも機能の付加になると思いますし、児童館に学習の企業さんに入っていて、機能を増強していただけたらとか、そういったことも機能の付加という形になるかと思っておりますので、今絵的に離れているというところというのは、あくまで先ほど申した3案を比べるためということでありまして、民間施設が公共施設に入り込んでくるとか、民間施設と公共施設が併設されて、そこで有機的に効果を生むみたいなものというのを町としても考えておりますので、そういったものでこの、今絵的には離れているものであるのですけれども、実際にこの後民間に投げる場合には、町としてそういった機能が欲しいとか、そういったことが考えられるかというものをまず市場に投げてみて、その感覚というのを伺って、実際にそれがうまく併設できるのかとか、そういったところの可能性を探っていく段階でございまして、完全に離れて分離されるということが決まっているものではございません。

以上です。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） ありがとうございます。そういうことでありますと、またその企業との話し合いのもとで、次の段階の設計図といいますか、プランニングが出てきて、それもまた2パターン考えられるみたいなことの段階で、こういう形が今考えられていますということで、本日のようなご提示をいただけるということでよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

おっしゃるとおりで、民間のほうから、まずこちらのほうの町の考えを投げて対応しまして、その結果みたいなものを取りまとめさせていただきますので、そういったご報告と合わせて、そういったものを取り入れた場合、このようなことになるというのが想像できるようなものを、またその段階でお作りしたいと考えております。それでも決定ではないのですけれども、一応今回の基本計画の段階では、こういう可能性がありますといったお示しになるかと思えます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

そうしますと、今日お話として出ていたこの図面の中にある駐車場というようなことの、その配置も含めた変更であるとか、再検討であるとかも含まれていると捉えてよろしいでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

従来からなのですが、今こちらの公共施設というのが、絵的になのですけれども、検討する中でも3層になっていまして、この建物の影が小学校に落ちるのではないかとか、そういった検討というか、意見もありまして、やはりこちらを低層化するべきだとか、そういったご意見もいただいております。そうなりますと、当然に建築面積が必要になりますので、こちら今確保している駐車場のほうに当然かかってくると、先ほど申しましたが、こちらの駐車場をここに確保するということが決まっているものではございませんので、

例えば民間のほうから大きな面積を要望したいと、それに採算性があるとか、町がやりたい事業に対して多く協力ができるとか、そういったご意見があれば、こちらの部分が民間と合わさって施設のボリュームが上がるとか、そういったことも可能性としてはありますので、そういったものを受けて、当然この駐車場の位置がここということとは決まっていませんので、次の絵になったときに、その駐車場の位置が全然変わっているとということも当然にあり得ます。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかに。

林議員。

○議員（林 善美君） 林です。

3案が書いてある図面なのですけれども、10番のグラウンドの環境というところで、グラウンドの面積がそれぞれ書いてあって、3案が一番大きく8,700平米となっているのですけれども、既存のグラウンドの広さと比べると、今の小学校の広さというのはどれぐらいなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

正確な数値は今持っていないのですけれども、実際には小学校のグラウンドの面積というのは、学校台帳に載っている面積ぐらいしか、ちょっと今の段階ではなくて、それですと、プールであったりとか、今学童がある部分とかも含めた面積になっているので、そちらが今たしか1万平米ちょっとぐらいの面積でカウントしているのですが、実際にはそのプールの部分とかも含まれているので、単純にちょっとそれを比べることは難しいかなというところがございます。現状で今グラウンドとして使われている部分というのはどのぐらいかというのは、ちょっとその辺がございません。

ただ学校のほうから、今この200メートルトラックと直線で100メートルが取れる、そういったことが運動会とかで必要になりますということといただいているものを絵に入れてみますと、このぐらい余裕があったものが取れるということで、学校側には示させていただいて、一部納得をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 林議員。

○議員（林 善美君） ありがとうございます。トラックの絵と直線の斜めが書いてあるので、多分そういう学校からの要望でこの広さが取れているのかなというふうに思いました。公民館を確か利用される団体の方たちにはヒアリングをされたということだったのですけれども、グラウンドも同じように利用する団体があると思うのです。そちらの団体にはヒアリングとかはされていますでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

学校開放についてという形でよろしいですか、それに関しましては、ヒアリングのほうは行っておりません。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

鈴木議員。



○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

まず、これ半年前くらい前になるのですが、2月の終わりに第4回の検討委員会、その際は大勢の、まだ多くの方が集まっていて、その際にまず藤小の校長のほうから、やはり校舎が北にあるのはちょっとあり得ないというか、そういう話があって、その際に、行政内で調整して行ってほしいというのを委員長さんが言っていたと思うのですが、それについては先ほどからの説明で承諾は得た、ご理解は得たということでもよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

学校側につきまして、あと教育委員会等については話し合いを持ちまして、一定の理解はいただいたというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 一定の理解ということは、ではこのまま進めていっても、当事者の学校側や教育委員会、また利用している親御さん等から苦情は出ないということでもよろしいでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

苦情は出ないというふうには言い切れないのですが、行政内では、一応その北側校庭でも対処していけば大丈夫だという話でございますので、一般的には今度9月等にその配置図等を案として載せて、ご意見をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） またそのときに、やはり東側の駐車場の件で質問もありました。こんなに駐車場が必要なのかとか、あと公共施設を、その方は公共施設をもっと東にしたほうがいいのではないのかとかいう話がありまして、そういった意見に対しての返答は、次回以降していくという答弁だったので、次回以降が実際集まってはできていないのですが、その点に関して、先ほどの話も聞いていると、特に答弁というのはできていないのかなと思うのですが、ここに民間施設を持ってくることがあり得るとか、これは絵なのでという話だったので、そこについては検討はされてきたということでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

うちの内部等では、庁内の内部等では検討はしております。この駐車場の位置が非常にみらい通り沿いでいい位置という形がありますので、公共施設自体をもうちょっと長く広げたり、民間施設を持ってきたりして使うという方法もあるのではないのかという形で今のところは進んでおります。なかなか駐車場につきましても、足りないというふうに言われていますので、左側のほう、現状のところ駐車場を持ってくるという案も、現在のところは考えているところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） それと、体育館の部分で、この説明ですと、配置検討3案ですと、小学校駐車場は

体育館1階に配置しとなっております。たしかそういう説明だったかと思うのですが、その裏側の日影のほうを見た際に、配置の3案では体育館が10.7メートルということ、これだと1階に配置しているのかなと思うのですが、実際は体育館は、その小学校校舎の何階部分に配置される形になるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

日影につきましては、すみません、これは1階部分でというふうに行っている形になります。この配置プランにつきましては、3案の配置プランにつきましては、これ下に駐車場を入れる予定ですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○政策推進室長（島田高志君） そうですね、駐車場の台数が少ないということで、駐車場を入れるプランになっておりますので、現状のところこの3案ですと、2階に体育館を配置して駐車場を下に入れていているという形が、今のこの3案のモデルでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 分かりました。日影に関して、では体育館の高さが上がるなどは思うのですけれども、それは校庭にそこまで影響ないかなと思うので、ただこの体育館は当然指定避難所になると思うのです。その際に、災害時ですから、やはりけがをなされて、車椅子や松葉杖の方などもいると思うのですが、そういった方の動線まではまだ検討していないのですよね、結構重要なところだと思うのですけれども、こちらはどうなっていますでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

そこまでの話は出ておりませんが、ただバリアフリーは気をつけてくれという話なので、エレベーター等を含めて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） わかりました。エレベーターとはいえ、もしかしたら停電とか、そういった可能性もあるので、スロープになるのかなと思うのですけれども、駐車場はなかなか高さも出るので、そういったところは詳細で詰めるのはもちろんですけれども、頭には入れて検討していただきたいと思います。

それと、これからもしこの配置検討3案でいくのであれば、これから概算見積り等出てくると思うのですけれども、今まで最初の基本構想のときは、おおよその面積の目安として、民間施設ということで2,000から5,500平米、そういう形で入っていたのですが、今回いただいた資料のこの各部屋の広さのだと、民間施設というこの道路の、鎌倉通りの西側に建てるものの面積は一切記載されていないと思うのですが、こちらはどうなるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

先ほどの駐車場とかとの話にもなるのですが、民間施設を東側の敷地に持って来た場合に、敷地設定による容積率のキャパがありますので、それによってどのぐらいの面積を誘致できるかと、西側に単純に今絵のあるとおりに誘致した場合に、何平米誘致できるかということというのは、建築の容積率に関係してくる

ところですので、それは試算によって出てくるところで、今現在ちょっとお示しがいいのではありませんけれども、例えばその西側に駐車場を持ってきた場合に、今民間施設となっている部分も全て駐車場にするとかということも、必要台数に応じては検討しているところがございますので、そうなってくると右側の敷地内にどれだけ容積率のキャパが残っているかとか、そういったところも合わせて今民間にどのぐらいお示しできるかというのを試算しているところがございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） すると、この2,000から5,500平米として、かなり基本構想よりも総面積が増えると思うのです。基本構想のときはそれらも入れて1万1,280平米、これはあくまでもざっくり減らしただけですけれども、今回これいただいた資料に足していくと、これで1万1,000か、そこらいつってしまうので、民間施設入れるとかなり増えると思うのですが、それも含めて概算見積りには反映させるということでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

まず、面積に関しましては、これは基本構想の段階でもそうなのですが、民間施設を除いて公共施設のみの面積となっております。今現在も検討上は民間施設の面積というのは基本的には含まれておりません。概算の段階でその部分がどのように影響するかといいますと、例えば町が整備する総事業費に対して、それプラスというか、民間さんを誘致して、例えば土地の賃借料が得られるとか、そういったことがあると、その分は町の支出から減というか、逆に収益という形になりますので、そういったものも合わせて検討する中で、民間にどのぐらいの部分を出せるかということも肝になってくる。それも試算上現れてくる部分になります。ただ町が整備して民間に貸すのか、その場合は町所有とかということになりますので、単純に土地を貸して、そこに民間が建物を建てて使用する場合には、その場合は行政の有価面積にはならないということになりますので、そういったことも合わせて、あと公共施設の中に民間が入ってくる場合には、その部分、賃借という形で貸し出す形になるのでということ、そういったパターンを試算する。その試算に関して数値は出てきて、事業全体でどういった収支になるのかということも今後試算という形で出すようになります。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） わかりました。今後になってくるのですけれども、基本計画はあくまでも予算も通っているものですし、それに準じて粛々と策定してきていると思うのです。その後、およその事業概算が出ます。それが出た際に、今の町の状況、またこの税収もこれからちょっと安定しないであろう状況と考えて、どうやればいいのかというような、やるかやらないかも含めた基本的な検討をする時期というのは設けているのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

基本計画につきましても、このまま進めていくという形にさせていただきますけれども、今後の基本設計であるとか実施設計でなんかにつきましても、まだ打合せはしていませんけれども、こういう状況でござい

ますし、税金等もございますので、その辺につきましては予算のヒアリング等々で執行部等と打合せして、今後の進め方については、これからですけれども、決めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） わかりました。ということは、当然担当課としては、基本計画に関してはしっかりと作っていくのは、それは当然だと思えます、予算も出ていますし。であっても、このまま着工まで一直線に進むというわけではなく、一度この事業自体を本当にやれるかどうか検討する時期は設けるということでよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

何かを進めるにも予算が必要でございますので、予算のときには当然今後の進め方については検討すべきだというふうに考えていますので、一回立ち止まるというよりは、流れの中で進めていきたいというか、考えていきたいというふうに思っています。

○議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

まず、補足資料のカラーのほうで、配置検討の3案なのですけれども、これで進む場合、公共施設の隣に、今民間のことも考えられるというふうにおっしゃったのですけれども、そうなった場合、駐車場というのは、鎌倉通りを挟んだ、この図でいうと民間施設の裏の駐車場を利用するということになるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えします。

あくまでも案でございますけれども、この駐車場がなくなるということであると、現在の公民館、図書館等ある駐車場を利用するという形になります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

この公共施設の中には公民館とか、恐らく藤久保出張所等の多くの皆さんが使う施設が入ると思うのですが、お年寄りの方や体のぐあいの悪い方もいらっしゃると思うのです。そういったときにこの鎌倉通りを渡った駐車場というのが安全なのかどうか、ちょっとその辺が気になる場所なのですけれども、その辺については考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

こちらの現段階での検討段階の答弁になってしまうのですが、やはり公共施設については車椅子とか、体の不自由な方のための駐車場を確保することが基準でもございまして、それらを当然に満たす必要があると考えております。ちょっと先ほどの日影のところでご説明もしたのですが、今やはりいただいているご意見の中で、駐車場が少ないということで、この限られた敷地の中でどのように確保できるかというのはかなり検討を、頭を悩ませながらも進めているところでございまして、日影図の中の一部日影がかかる部分

に関して駐車場を設けるとかということも、可能性としては探っております。

こういったものが、休日の体育館の開放とかの利用者の方にも使っていただけたらとか、そういったいろいろな想定をしながら駐車場の確保も進める必要があると思いますので、全てその西側で鎌倉通りを越えてくるということではなく、この東側の敷地の中でも可能な限りというか、その配置の許す部分で、あとプラス必要な基準にのっとって設けるということを基本に、今検討いたしているところでございます。やはりそれでも敷地としては駐車場が不足しているというところがございますので、ふくそう化するとか、そういったこともお金の部分に関係しますが、可能性としては併せて、出ている意見にはございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

それから、2ページのほうのこの基本構想での施設の考え方、基本計画での検討ということで、こっちの基本構想の中には学童が入っているのですけれども、今回ちょっと学童は小学校の中に入れるのか公共施設の中に入れるのか、どのように考えていらっしゃるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

ちょっとこちらはリストのほうには入っておりません。すみません、こちらミスなのですけれども。基本的には学校施設に併設されることを基本と考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

そうすると、今の学校施設の中に学童は入れて、人数が全部入るような大きなというか、人数相当のものを造っていくということだと思っております。

では、次に、基本構想での考え方で児童館が入っているのです。それは公共施設マネジメントの中では、たしか北永井、竹間沢、藤久保を一緒にして児童館をここに移すというような考えがあったと思うのですが、それはそのまま生かされてここに入ってくるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

公共施設マネジメントのお話になりますので、確定的なところでちょっと私のほうでお答えは難しいのですが、ただそういった上位計画の中で考えがあることを取り込みまして、面積を増やしているというような形で対応させていただいております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） それについては、公共施設マネジメントなので担当課が違うとか、そういうことではなくて、これを作るときにやはり相談していかないといけないと思うのですけれども、実際竹間沢の子とか、これは前にも私話したのですけれども、北永井の子が学校が終わってからここに来るというのはどうかという質問をさせていただきましたけれども、その辺も考えての、今回ここに入っているのかどうか、ち

よっとお伺いしたいのですが。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

なかなか答えづらいところではあるのですが、竹間沢と北永井、一気になくなるというわけではございませんで、時間的なずれ等がありますので、その中で考えていければというふうに考えておりますが、一応マネジメント上は出ておりますので、それに配慮したという形にはなっております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 今回のスケジュールの中で、概算が、9月が終わって10月になると出すと、概算算出ということで予定を立てられていると思うのですがけれども、今お話を伺っている中だと、これから考えていきます、検討していきますという中で、10月から11月の間に出せるのか、非常に疑問なのですが、これは今の予定を考えて後ろにしていく、もっと十分に考える。先ほどの意見で、今後コロナウイルスの関係でいろいろな財政のこともあると思うので、後ろにやって考えていくことも今検討していらっしゃるのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

概算につきましては、建物のみということですので、大体面積が決まれば、その辺を掛け算をして、大体概算が出ていくという形になりますので、今のところは10月か11月に検討するという形でスケジュールどおりという形になっております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

私も学童保育室のことが気になっていたわけなのですが、2枚つづりの資料の藤久保小学校諸室の建て替え後の案、延べ床面積が記されている書類なのですが、学童保育室はその中ですとどこに当たるようになりますか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただいたのですが、こちらのリスト上からは、すみません、漏れてしまっていて、これとは別途で、別途というのはリスト上は別途で、実際には学校施設に併設されるような形で、今現在モデルプランのほうを作成しております。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

分かりました。そうしますと、この一覧の割合であるとか、そういうものが変わってくるということでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

学童自体が学校施設と少し違うというか、公共施設にもともとカウントされていたものですので、実はそちらが合算されて、面積としては出てくることになります。ただ学校部分に関しては、今こちらお示している6,000平米ということで、それプラス学童が公共施設としてくっついてくるようなイメージになります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

資料の4ページの図書館についてお尋ねしたいのですが、この既存施設、新規施設の面積というのは、これ書棚の床面積ということでよろしいのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

開架書架と呼ばれる本を閲覧と、あと本を陳列するための面積がこちらに当たる床面積になります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

かなり面積としては広がるのですけれども、ここの説明に書いてあるように、バリアフリーであるとか、利用者の快適性とかということであるのでしょうけれども、先ほど細谷議員のほうからありました電子書籍という部分はちょっと置いておいて、紙の媒体としての本で収納冊数、これは新規施設において現状と変わるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

担当のほうの図書館側といたしましては、やはり増えるものと減らしていくものというもののバランスをとっていただいているということで、今後も現状の蔵書数をベースに進めていただけるようなお話となっております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） わかりました。

続いて、学校のほうなのですけれども、先ほども質問でありましたけれども、夕方以降であるとか、土日祝日の特別教室を公民館の利用者が使うという件ですが、そのセキュリティーの問題ということで質問がありましたけれども、そのセキュリティー対策を含めて、別の建物ですから、現状の公民館ですと、あの面積なので、時間外はお一人の職員でやっていますけれども、今度学校、公共施設棟、建物として離れた学校の教室を借りるとなると、そちらのほうにもセキュリティーの問題も含めて、もう一人職員を配置しなければならないのではないかと思いますけれども、その点は検討されたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

離れた位置ですと、やはり目が届かないというところもございしますが、その辺の運用につきましては、今のところはまだ検討はしておりませんが、特別教室を使いまして共有できるようなものはしていきたいとい

うふうな検討だけでございます。セキュリティーについて、もう少し詰める必要があるというふうには考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

人員配置とかになりますと、この先の問題かも分かりませんが、やはりセキュリティーの問題も含めると、今から、人件費もかかる問題ですから、そこも含めて考えていくべきかなというふうに思います。

それから、校舎の配置なのですけれども、日影の問題で、それも先ほど来出ていますけれども、私が懸念しているのは、その配置3案の校舎の位置なのですけれども、やはりここは、特に冬は校舎が日影になる。ましてや一番東側というのか、この図でいうと右側のほう、体育館の隣の教室辺りになりますと、体育館が若干かぶっているような状況もありますし、教育委員会、おおむね了解したという、先ほどお話だったかなと思うのですけれども、教育委員会はこの配置、了承したのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

教育委員会の中のお話の中で、議員おっしゃるとおり、校舎への日影について心配される声がございまして、その中でその配慮といたしましては、複合施設の低層化であったりということをお示しさせていただいたりとか、あと校舎の絵につきましても、教育委員会の段階では、中廊下みたいな形で、間に光を採れるような状態をとれると、目が行き届いていいような、そういったポジティブなご意見もいただきましたので、そういった解決すべき問題点のご提示いただいたところと、それに対して町側が対応するというような形で協議をするということでご納得をいただいております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

日当たりの問題もそうなのですけれども、やはりその複合施設との間の距離はある程度とってあるのでしょうかけれども、やはり目の前に窓の向こうに建物があるという状況はあまりよろしくないのかなというふうに思います。

それで、この間の協議で、利用者団体とか皆さんからお話は聞いて、こういうふうに設計してきたと思います。もちろん担当課さんのほうでも、政策推進室を中心に横の連携をとってやってきているのだと思います。ただ住民の中での全体を見た構想、各団体から聞いていらっしゃるようですけれども、その全体的な部分ではその検討会議で多分やっていらっしゃると思うのですけれども、住民目線での個々の利用団体の意見ではなく、全体を見た意見、施設全体を、こういうのを造っていききたいという、そういった議論がちょっと私にはあまりというか、ほとんど見えてきていないので、その部分、もしかしたら足りないのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

住民の意見等を聞いてくださいという意見は、検討委員のメンバーであるとか、議員さん等からたくさん



いただいております。なかなかこういう時期ですので難しいところもあるのですが、今度9月号の広報を出しまして、ラインであるとか、小学校のコミュニティーメールであるとかを今検討しまして、個々の方から意見を頂戴できるような仕組みづくりを、9月の広報には行っていきたいというふうに思っております。それ以降、コロナのほうが順調に回復できれば、住民説明会のほうを開いていきたいというふうにも考えております。今回につきましては、9月の広報で意見聴取をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

すみません、説明いろいろとありがとうございます。私1点だけなのですが、実際にこの案のほう、3案のほうを見ていて、これは果たして複合施設と言えるのかなというのが正直な感想でありまして、あと実際今南側ですか、そのほうに校庭があるので、今の配置というのが、本来であれば一番最適、適しているのかなというふうにも感じております。その辺はこれからいろいろと煮詰めていっていただくというようなお話でしたので結構なのですけれども、このA4の5ページなのですが、先ほど来質問が出ております小学校の教室サイズの話が出ていました。学校側の意向として、今と同じ現状で大丈夫だということで、広い教室をとというような提案のほうもされたというようなお話ありましたけれども、今このような状況で、このコロナというのも、どのような形で今後将来的に続いていくのか分からないような状況で、今実際に学校の教室の問題等を各学校の保護者の方とか、生徒、子供たちにも聞いた限りだと、横のスペースというのがないから、実際に机の間隔というのは空けているけれども、それほどのソーシャルディスタンスというか、とれていないというお話もお伺いしております。その辺を含めた形で設計を行うのであれば、もう少し教室の形というのも考えていいのかなというふうに思うのですが、その辺というのは考慮した上で設計のほうを行う予定でいるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

確かに教室サイズ等は、大きければ間隔は空くというのは、うちのほうも重々承知しておりますが、現在のところコロナの対策について教室のサイズを変えるというような方法ではなくて、また別な方法で考えていきたいというふうに思っておりますので、教室のサイズにつきましては、まだこの後話をしてというか、話をしたのですけれども、今後話をもう一度して、サイズ、変わらなければこのままいかせていただいて、別にコロナ等の対策のほうはしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 先日ですか、将来的な生徒数の推計なんかを見ますと、各小学校減少傾向にある中で、藤久保小学校というのは、5年後ぐらいまでというのは、逆に増加傾向にある学校なのかなというふうに思っているのですけれども、その中で実際に5年後にこの複合施設、なかなか今の段階で話を聞いていると、どうなるのか予想がつかないのではあるのですけれども、そういうふう考えた中で教室を現状維持、またプラスあれですか、3クラスということ想定して、1学年1クラスずつ、1教室ずつプラスというよ

うなお話がありましたけれども、それだけで果たして、半分に減れば密を防ぐ確保というのはできるかと思うのですが、現状の教室だと、先ほど具体的な生徒数というの、各教室の生徒数というのも述べられていなかったの、そうやって考えると、そこら辺をもう少し配慮した設計というのが今後必要なのかなというふうに思うのですけれども、再度その辺、検討を今後していただけるかどうか、お伺いできればと思います。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

計画上の一番最初の前提といたしまして、やはり施設を縮小化するということはやむを得ないというところでご理解いただいた部分から始まりまして、その中で教室サイズを大きくして部屋を減らすのであれば、ある程度今の現状を抑えて、特別教室を増やしてほしいといったご意向があって、そこから検討が始まっている部分がございますので、今のこの状況下の中でどういった対策が必要なのかとか、学校さんの考える部分というの、ご意見をまたこれからも伺っていく機会というのは設けたいと思っております。

ただ、この先概算等を出す中で、先ほど申しました、では教室サイズを大きくすることというのは解決策になるのか、例えば間仕切りとかを動かす可動式にすることで、今廊下までオープンスペースみたいな形で使える学校とかもあつたりしますので、そういったことがうまく機能しているのかとか、そういったことの事例等も含めて調査をして、単純にその教室サイズを大きくするとやってしまうと、やはりどうしても面積全体が増えてしまう可能性がございますので、その辺をちょっとバランスを見ながら、あとちょっとお時間がたつことにことによって、いろいろ解決策も見えてくる可能性もございますので、そういうところは慎重に精査しながらいきたいと思っておりますので、実際この先スケジュールからいきますと、概算の部分というのがある程度出てきて時期が来てまいりますので、それに対しては大きく影響があることについては、早急にお話を伺って検討していきたいと思っております。

○議長（井田和宏君） 久保議員。

○議員（久保健二君） そうですね、せっかくこれから建設をするものでありますので、まだあと設計が、詳細設計等もこれから煮詰めていくというようなお話ですので、今であればまだ変更が利くのかなということから、今質問させていただいたのですが、では総務常任委員会でも昨年でしたか、吉川市のほうに複合施設、小学校含めた複合施設を確認しに行った際にも、かなり無駄なスペースをつくれというのではなく、かなりその辺廊下とかも広く造られていて、これからどのような状況下になるか分からない上で、その辺も配慮した上での設計というのをぜひしていただけたらと思います。回答は結構です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 先ほど民間施設の部分の話を聞いた際に、概算を出すに当たって、要望もいろいろあるし、土地だけを貸すのか、町が建てるのかとかいう話もありました。この表をいただいたら、商工会や社会福祉協議会、これも確かに民間企業になるので、役場に入れるにもいろいろちょっと手続があったと思います。これは複合施設に含めるとなっていますので、この鎌倉通りの西側の民間施設というのは、本当に貸し出しだけなのかなと思うのです。その際に、町が建てるとしたら、町が公共のところに町のお金で貸すために建てるという、不動産賃貸業をやろうとしているわけではないですか、それというのは公共団体としてどうなのかなと思ったのですけれども、問題ないというか、本来の公共団体の仕事なのかなという部分もあ

るのですが、そこはどのようなお考えでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

ちょっと一般論のお話になってしまうのですが、先ほどの町が建てたところに貸し出すというのは、やはり公共施設側に入り込んで、入っていただく際にやはり部分所有とか、いろいろちょっと難しい、それも可能性としてはあり得るのですけれども、問題が出てくるという部分で、一部床を貸す、賃借ということの可能性はあると思うのですけれども、完全に別棟で建てるところまでを行政が建ててということまでは想定はしておりませんで、その場合は土地を貸し付けて、不動産活用という形で土地を使わせていただく、その上の建物に関しては、一般的には民間に建てていただいて、最終的には民間が更地にして元の状態で返すとかというものを、長期の賃貸借で組むことが一般的になりまして、今回の事業に関しても、単独、民間で使わせていただく施設を行政が建てるといった考え方は今のところはございません。今後も多分ないとは思いますが。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 3案の中には、学校の体育館等の駐車場の隣から、道路から駐車場に入る入り口がありますけれども、1案と2案についてそれは計画には入っていませんけれども、その体育館の裏ということで、安全性がちょっと気になるのですけれども、この辺はあれですか、ここから入るのは利用者は限定されているのか、例えば教員のみなのか、障害を持っている方なのか、限定されているのか、それとも誰でもいいのか、お伺いします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

この3案を設定したときは、公共施設の利用者が使うという形で設定したものでございますので、利用者については入っていくというような設定をしております。ただやはり安全面とかを考慮すると、だからここに駐車場を配置するのはいいのかなという考え方もありますので、その辺を今後考慮していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 体育館の裏ですので、本当に人が少ないわけですので、その辺の安全面というのは十分考えなくてはいけないと思いますけれども。

それから、本来、今ある単独施設ありますが、公民館、図書館、それぞれ建っていますけれども、住民は今利用しているので、不都合というのは、町にそういった点では言ってきているのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

不都合というのは、どのレベルかがちょっと分からないのですが、藤久保公民館がいっぱい使っていて使えないであるとかという話は来ていますけれども、不都合という話は特には来ておりません。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 本当に今は使いやすい、高齢者でも1階、2階がほとんどですから、本当に使いやすいところだと思うのです。それは個々には駐車場が狭いとかはありますけれども、しかし、建物についてそういった住民の不満は私は大きくはないと思います。むしろこれからの時代、こういった空間とかはすごく大事だと思いますけれども、この複合施設というのはあくまでも町のほうが、悪いけれども勝手にそういった計画を立ててやってきているので、やはり本来なら住民の声を聞いて、どういった施設がいいのかという、根本だと思うのです。これは本当に財政面から考えた計画だというふうに思われますけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

この計画につきましては、小学校の老朽化等が絡んでおりますので、それで建築をし直すというところで、複合化でやったらどうかという話になったので、財政面という、ちょっとよく分からないのですけれども、小学校の老朽化ということで考えていって進んできた計画だというふうに考えておりますが、

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。すみません、1点だけちょっとお伺いさせていただきます。

藤久保小学校の諸室の一覧の中に、多目的トイレの項目がないように思いますが、それは書いてないだけで、あるということよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

今多目的トイレ、非常に必要が叫ばれていますけれども、そこの細かいところまでちょっと書いておりませんので、今後載ってくるかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上で協議事項の2番、藤久保地域拠点施設基本計画についてを閉じさせていただきます。

---

### ◎公共交通の取組について

○議長（井田和宏君） 続いて、公共交通の取組について説明を求めます。

政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。引き続きよろしくお願いたします。

公共交通についてということですが、今回はこの国土交通省の資料2枚を用意させていただきました。この国土交通省で、地域の課題の解決に資するM a a Sのモデルの構築を図る日本版M a a Sの推進、支援事業について、交通以外の分野と連携して地域の課題の解決に寄与することを見込まれた新しいM a a Sのモデルとなり得る事業が、三芳町をフィールドに選ばれております。実際に、これは補助事業でござい

ますので、補助を行ったのは民間企業でございます。民間企業が三芳町のフィールドでMa a Sの支援事業を推進するというふうな形になります。38地区、特性に応じた支援事業が今年度採択されたということで、その一部がうちのほうに、三芳町という形になっております。

次のページをめくっていただきますと、三芳町の高齢者支援システムの実証実験という形で載っています。実証実験協議会と載っているのは、ちょっとおかしいかなというふうに思うのですが、目的としましては、交通に対する不満解消を目的としまして、タブレットなどとタクシーの配車システムの連携を図って、平時の医療や買い物等や災害時の安全確保が実現できるシステムの実証を行っていきたいというふうに考えています。

構成する協議会なのですが、うち三芳町が1つと、あとJVCケンウッド、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三和交通、あと有識者として広島大学と流通経済大学というふうな形になります。

地域の課題としましては、住民意識調査で明らかになった高齢者を中心とする交通の利便性に対する不便・不満の解消及び災害時の自助、共助を重視した避難者・行政が一体となる移動の手段の確保をウィズコロナ、アフターコロナへも対応できるシステムとして構築することという形になります。

交通手段と連携するサービスとしましては、保険制度の設計であるとか、ショッピング等の店舗などに、店舗の利用後、復路の呼び出しの手段検討、ショッピングモールにタブレットを設置したり、あと医療機関、施設の高齢者への薬、必需品の宅配の店舗と提携という形になります。

この実証実験をこのケンウッドやあいおいや三和交通と組んで行っていくというふうな形になります。実際タブレットを使って何をするかというと、基本的にはシェアライドという形になります。シェアライドは相乗りタクシーというふうな形になりまして、まだどういうふうな相乗りタクシーにするのかというのは、民間のほうとは協議はしておりませんが、今後三芳のフィールドでこのシェアライドのほうを実証実験として行っていきたいという形になります。

ここで、三芳に合ったシステムのほうを構築できて、全国的な展開ができるなというのが、民間企業のもくろみでございます。

予算につきましては、この総予算は7,600万円程度ですが、補助金はその2分の1、3,800万円ぐらいになります。三芳町の持ち出しは、今回の実証実験に関してはゼロという形になって、事業の協力というふうな形になります。基本的にこの事業を三芳のフィールドでやるのに三芳町の協力を得たいというふうな形で、業者との話し合いを進めてまいりましたので、これを行うに当たりましては、包括協定のほうを今後結びまして、実証実験に向けて進めていききたいというふうな形になります。

実際どういうことをやっていくかという報告につきましては、また今後行い、この場でしていきたいというふうに思いますので、今回はご報告という形にさせていただきました。

以上です。

○議長（井田和宏君） 今公共交通の取組について説明をしていただきました。質問があればお受けをいたします。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

ちょっとあまりよく分からないのですが、実証実験内容のところ、予算は補助金があり、町は協力

をするだけということなのであれなのですが、利用者へのタブレットの配布という言葉があるのです。それで、ある地方公共団体では、全ての高齢者にタブレットを配布すると、国の交付金を使って。そういうのをちょっと新聞で読んだことがあったのですけれども、そんなふうで町がこのタブレット配布をしなければいけないのかなと、ちょっと思ってしまったのですけれども、その辺のタブレット配布というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

タブレットの配布につきましては、今回は実証実験ですので、町は行うつもりはないです。ただこのタブレットを利用して行うことによって、アプリの開発がされると思うのです。そうすると、スマートフォンでアプリ対応ができるという可能性がありまして、そのアプリを使ってシェアライドのほうができるのではないかというふうに考えていまして、今年度というよりも、次年度以降の三芳町の公共交通に寄与するのではないかというふうに町は考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

これはウィズコロナであり、またアフターコロナだっていう話がございましたけれども、今後実証実験をした後に、これをずっと続けていけるようであれば、やはり高齢者の方のタブレット配布やら使い方の練習、研修会、こういうことが必要になってくると思うのですけれども、その辺のところまでこの実証実験の中で見ていくということによろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） 富田です。お答えいたします。

今ご質問あったとおり、この実証実験の中で高齢者に対してタブレットが本当に利用できるかどうかも含めて、その利用の仕方ですとか、内容ですとか、そういったところも含めて実証、検証していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかに。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

この実証実験というのは、期間はどのくらい行われるのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） 一応令和2年度になっておりますので、来年の3月までの間に実証を行うような形で今協議を進めているところでございます。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） ということは、あと半年ちょいということですがけれども、周知したりするのも時間がかかりますし、実質三、四か月なのかなと思います。そうすると、令和3年度以降は、もうこれはないということでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） 富田です。お答えいたします。

今回のこの実証実験につきましては、対象者をどういった形で絞るかですとか、そういったところは今後町とその事業者との協議によるのですけれども、今回のシステムの中では、本当に乗り合いでこのシステムを組んでできるかどうか、そこの実証実験に多分重きを置くような形になります。それプラス、ここにも書いてあるとおり平時のサービスですとか、災害時のときにそういったタクシーを活用したシステムを組んで、乗り合いでサービスが可能かどうか、そこをまず重点的に行うような形になります。そこをクリアした後に、今後町の中で通常のサービスとして、高齢者を含めてこの乗り合い事業が可能かどうかというのを進めていきたいと。ですので、まだ今後どうなるかというのは、この今の時点ではまだ確実なことは言えないのですけれども、今年度につきましてはシステムを組んで、乗り合い事業、乗り合いができるのかどうかという実証の実験をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） ちょっと期間が短いので、これ何年かやらないと、本当分からないのではないのかなと思うところもあります。これは利用する方はタブレットを借り受けるのですか、高齢者にタブレットを配布しとありますよね。それを使ってタクシー等を配車したりするのでしょうか、これ運賃などの料金は普通にお支払いするというのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） 富田です。お答えいたします。

料金、運賃につきましては、こちらのタクシー事業者との協議にもよるとは思うのですけれども、あくまでも乗り合いということで、通常の料金よりは安く設定できるような形で考えています。まだ決定はしていませんので、今後その辺、料金面も含めて協議していきたいというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） そのタクシー会社、この協議会の恐らく構成員になっている三和交通なのかなと思うのですけれども、乗り合いということで聞いて思い出したのが、町でやったデマンドだったりするのですが、あれも利用者は3年ぐらいやって大分増えたと思うのです。ただそれでも費用対効果等は悪くてやめるということになりました、満杯で使っても。ということは、今回もこれただ実験台に使われるだけではなく、町としてはある程度の基準を定めて、このぐらいの費用対効果とか、そういったところまで考えていってほしいと思うのですが、それは今後ということになりますか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） お答えいたします。

そうですね、今後持続可能な公共交通システムの一つとして活用できることを目的として、今回実証実験を行うような形になります。運賃の負担につきましては、やはり受益者の負担がございまして、本人に払っていただくようなことは考えております。高齢者につきましては、その運賃につきましては、公共交通の補助事業の恐らく対象となってきますので、そこで補填するような形を考えていくようになっております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） これは、令和2年度においては38市町村がやっていく、これ全国の中で38市町村ということでよろしいわけですね。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） 富田です。お答えいたします。

今回各自治体なり事業者がこの補助金について申請しておりまして、採択されたのが38事業ということになりまして、その38事業についての中身については、それぞれの自治体でしたり、事業者によって多少変わってくると思いますので、その内容が全て同じというわけではないというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

今三芳のほうから申請をしたということで、埼玉県では全体的に申請したのは何自治体があるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

これ三芳町のほうからではなくて、企業が申請を行いました。埼玉県の市町村が何団体出しているかというのは、うちのほうでは分かりません。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 今町民が一番望んでいるのは、室長もよくご存じのように、町民が望んでいるのは町内小型循環バス、循環バスです。それから、先ほどの藤久保地域拠点施設についても、住民の声を聞いていくということが大事なのですけれども、こうやって国から来るものをすぐ三芳町は手を挙げる。ではなぜほかの自治体は手を挙げないか、やはりその辺もう少し、これが本当にほかの自治体が手を挙げないのはなぜか、そういったところも考えていくべきだと思うのですが、その辺についてはどう考えているか、お伺いします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

三芳町が手を挙げたということではなくて、三芳町はフィールドとして使うというお話です。民間の企業が三芳町を選んでいただいて、この規模の市町村でやりたいというような話が来まして、公共交通のほうにつきましては、うちのほうも課題があるということです。一緒に協力してやっていきたいと思います。循環バスもそうなのですけれども、タクシーのほうが、前は2台とかというのでやっていたけれども、今回につきましては、まだちょっと詳細については説明を受けていないので何とも言えないのですけれども、もう少し多くのタクシー、はっきり言って全台になるかどうか分かりませんが、対象として町民の公共交通の利便性に寄与するものだというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 最後に、実際に今言ったように、町民の要望についてどうやって考えていくかと



いう役場の職員が懸命になるならいいのですけれども、やはり今の職員、三芳町も決して多くはないのです。それなのに国のほうからこういうふうに来て、そしてそのために職員がそういうところに時間をたくさん取られる。それが本当に住民のためにいいのかどうか、やはりそこはすごく疑問だと思います。

この問題も、本当に町民の私が心配しているのは、これから質問もしますけれども、電磁波の問題を心配していますけれども、そういった全体的なことを考えて、やはり参加するかどうかというのは考えるべきだと思いますので、その点ではちょっと疑問があります。答えは結構です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

根本的に伺いたいのですけれども、ウィズコロナ時代で何で乗り合いタクシーになるのですか。新しい生活様式だと、むしろ逆だと思うのですけれども。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

こちらサービスがございまして、乗り合いサービスだけではなく、役務の提供というところ、お買い物タクシーみたいなものというのも含まれていますので、そういった部分がウィズコロナ、アフターコロナというところで、コロナが収束した後に、先ほど富田からもありましたが、行政がお金を受益者に対して負担するということを極力抑えて、より安価に乗っていただく、使いやすく乗っていただくために、相乗りということを含めていますので、そこのウィズコロナとアフターコロナというのは、ちょっと今回仕掛けている内容に対して両方全てが合致しているというよりは、ウィズコロナ時代の部分をこういうふうにかバーして、アフターコロナではこういうふうな活用をしていきたいというところで現している文章になっております。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ということは、実証実験は令和2年までしかやらないと言っている中で、コロナが収束すると、アフターコロナまでやれるというのが、なぜそうなるのかなというのが全然わからないのですけれども、あと乗り合いタクシーをやると言っているのは、それはウィズコロナとは違いますよなんていうことは通じるのかどうか、そんな話が。これは別ですよと言ったところで、事業設計としては、乗り合いタクシーやりましょうよと言っています。令和2年中にやりますよね、実験として。それウィズコロナとしてどうなのですかと聞いているのですけれども。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） 富田です。お答えいたします。

まず、この本事業につきましては、もともとは、以前から町の中で公共交通に対しての不満等が住民意識調査からもありまして、ずっと政策推進室のほうで公共交通に関して調査研究を行ってきました。先ほど鈴木議員からもお話しありまして、デマンド交通、タクシーの事業をやったりですとか、今ライフバスの再編を行っていますが、なかなか課題の解決がつかない状況でございます。町内の循環バス等のお話もありますが、そういったところで町の負担をできるだけ抑えながら、民間の活力を活用しながら、どうにか公共交通のサービスが町内にできないかどうかということで、様々な事業者ヒアリングをした中で、こうい

った提案がございました。

その中で、当初タクシーにつきましては、空いている時間帯というのが結構多いので、その空白の時間帯を埋めるような形で、同じような目的地に行く場合には拾いながら行くと効果が出るというようなお話をいただいた中で、また乗り合いの事業として構築できないかという話がありました。それがコロナの前だったというのもあるのですけれども、そこから発展していきまして、こういった乗り合いのタクシー事業以外にも、先ほど新村が説明したとおり、役務の面でのサービスですとか、災害時でのサービスですとか、そういったところを全体的に含めながら、公共交通のシステムとしても活用できないかといった実証実験を今回行うというような形になります。

ですから、確かに菊地議員おっしゃるとおり、コロナの時期なので、確かに乗り合いすると密は避けられない状況にはなってくるかとは思いますが、その辺はやはり消毒等の対策を取りながら対応できればというふうに考えておりますが、実際にこれからこういった内容で進めるかというのは検討していくところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

そうすると、根本的に密になることを前提にこうやって進めていくこと自体がどうなのかなと思うのですが、今長々とお説明いただいたのですけれども、ちょっとそれは理解できないです、理解は。

それはそれとして置いておきます。置いておきますが、今回公共交通ということでご説明いただいているのですが、これだと三芳町高齢者支援システム実証実験となっています。高齢者だけに絞ったもので、公共交通と言えるのかどうか、伺いますが。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、高齢者だけに絞った形ですと、実際には町全体に行き渡る公共交通とは言えないとは思いますが。まずは交通弱者と呼ばれている高齢者の方に対してこのサービスを、実証実験を行って、後々どなたでも利用できるような形での運用というのができるかどうかというのも含めて検証していきたいというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

交通弱者というのは、別に高齢者だけではないというふうに思います。ふだん、例えば私でも病気になったりけがをしたり、そうしたときに移動手段がないとなれば、交通弱者のほうになってくると思うのです。もっと広い視点で考えていけないといけないのではないかとこのところがあるのですが、それを含めて令和2年度中だけの実証実験で検証できるものなのか、伺いますが。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） 富田です。お答えいたします。

まずは、この事業に関して重要なポイントは、1つのシステムを使って、拾いながら、乗り合いができるかどうかというのがポイントになってきます。その対象者をどうするかというのは、これから協議していか

なくてはならないのですけれども、実際に1つのシステムを使って、受注と言いますか、注文を受けて乗り合いができるかどうかというところの実証実験になる形になります。ちょっと答えになっているか分かりませんが。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

全然答えになっていないと思います。ちゃんとした答えがいただけるならいただきたいのですけれども。

それとは別に、のぞみカーのほうでも乗り合いが進まなかったということで終了の要因の一つになったと思います。今回それはシステムが悪いからみたいなの、今話だと思ふのです。システムを変えれば、システムをこうすれば乗り合いが進むのではないかということですが、のぞみカーでできなかったものが、なぜやり方を変えると乗り合いが進むというふうになるのか、その根拠はどこにあるのか、伺いますが。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

デマンド交通の一番の問題点というのは、行政が1人の方を運ぶのに多額のお金を投入して、ただ実際それが、乗り合いがかなうことでは、2年目とか少しその金額が下がったということはあるながらも、やはり行政がかなりお金を負担することでかなったというのがデマンド交通の問題点というふうに捉えております。今回のシステムに関しては、実際に乗られる方がご自身で当然に運賃を払う。その運賃を通常の利用よりも下げて使う。それを先ほど富田が申しましたが、業者としても多く乗り合いの機会を設けることで、その空いている時間だったりとか、効率的に人を運べるということで賃料を下げられるということがありますので、そういったことで受益者という方にしっかりと負担をしていただいて、なおかつ交通の便を、利用を上げることが目的でございますので、デマンド交通で相乗りがならなかったというところと今回のものというのが、行政の立場としては大きく違うのが、そこにあると思います。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

何かますます分からないと、そもそもこれ必要なと思ってしまうのです。要するに、乗り合いがなければ、ただ普通にタクシー呼んで、乗って、利用料を払うだけです。なのにそんな大げさなシステムを導入する必要があるのか、電話してタクシー呼べばいいだけです、乗り合いがなければ。乗り合いをつくるためにどうしたらいいのかというのが、このシステムでできるわけではないと思うのです。タブレットを持って呼んでとかというだけなので。

あともう一つ、デマンドの一番の問題は、行政の負担が大きかったということですが、それをもつてしたら、公共交通なんかできないと思うのですけれども、どうでしょう。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

デマンドの問題は、公共のお金というわけではございません。利用がなかったというのが……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○政策推進室長（島田高志君） そうなのですけれども、今回のこれにつきましては、やはりシステムの構築によって、1人の利用するときよりも割安な運賃で利用できるということが、住民の一つの福祉サービス

になるのかなというふうに考えております。電話して乗ればいいという話ですけれども、それですと、やはり定額の料金を払うようになりますけれども、このシェアライドを使うことによって、割安な料金で移動ができるというふうにうちのほうは考えておまして、継続のほうをさせていきたいというふうに思っています。

○議長（井田和宏君） まだまだ質問があるようですので、昼食のため、ここで休憩をさせていただきます。  
(午後 零時01分)

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。  
(午後 1時10分)

---

○議長（井田和宏君） 休憩前に引き続き、協議事項の3番、公共交通の取組より進めさせていただきます。  
質問のある方はお受けをいたします。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

ちょっと先ほど聞き捨てならないことがあったのですが、自治体がこういう公共事業に金出すのはいかなものかというような発言があったと思うのですが、その真意をちょっとまず第一に、最初に聞きたいと思うのです。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

うちのほうとしても、財政面ではやはり厳しいので、なるべくコスト的には抑えたいということが、ちょっとああいう形で出てしまったので、公共交通事業は当然お金がかかる事業だというふうにうちのほうは認識しておりますから、なるべくコストを抑えたいというふうな面でああいう発言になったというふうに考えます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） この事業をちょっと最初から確認したいのですが、これは実証実験協議会、民間がやられるということで、何を実証実験するのかなとずっと考えているのですが、タブレットによる配車だとか何とかと、もう既にやられているところはあるのです、日本でも。それからいわゆる買い物代行なんかも当然、特にコロナでやられているし、やっていないのは災害時のというのは、災害が起こっていないからやられていないというのが現実で、あとは、いわゆる乗り合いです、タクシーの。それに関してもやられています。それこそ三芳でやっていますし、一体何を実証したいのかなというのが、全然これ見ていて分からなかったのですが。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

これにつきましては、三芳の条件に合った、先ほどちょっと相乗りがメインになってしまっていますけれども、このタブレットを使ったもの、仕組みを使って、今回の場合ですと、高齢者とか、あとは平時ではな

くて災害時におけるタクシーの避難だとか、その辺を考えてやっていきたいというふうに思っているのが、基本的にやりたいことです。それが平時の医療であるとか、買い物であるとか、移動の手段であるとかに応用できればいいなという形になっております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） そうすると、今の説明でいきますと、いわゆる三芳で実証したい、実証実験したいということであるとすると、この実証実験が令和2年ですが、それ以降もやらないと全く意味ないわけです。一般論としての実証実験というのは、ほかで今言ったようにいろいろやられていますから、今さら何やっているのだろうなというのがすごい疑問なのですが、三芳において実現可能というか、効果があるのかどうかを実証したいということは、この実証実験が終わった後も継続するという前提になると思うのです。そういう考えでよろしいのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

継続性というのは、今のところ考えておりませんが、今回の実験において三芳に適するものができるのであれば、どういう方法で今後継続できていくかというのは、その実証実験終了後に企業等と考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） では、今企業等と一緒に考えていきたいというお話ですが、町としてもこれを実証実験の後に引き継いで、いわゆるこれは国交省から当然補助金が出ている事業です、先ほどのお話で。それ以降、これを公共交通として導入、実証実験の結果がよければ、そのまま継続して町が今度引き継いでいくという形になるのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

町内の公共交通の一つの手段として引き継ぐというか、使っていければというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

そうすると、町がそのままやっていくとなると、タブレットは今までやっていないのですが、いわゆる相乗りに関しては、既に町としては否定したのです、一回、総務常任委員会の中で前室長が否定されました。それをまたやるということではよろしいのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

デマンドにつきましては、3年間実証実験をやってまいりまして、なかなか広がらなかった。今回は民間と組んでおりますので、新たな発見とかを仕組めて、いろいろ検討していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） ですから、相乗りに関しては既に実証実験をやっているのです、三芳は。あのとき国交省のやはり補助金でもって。その結果、うまくいかなかったということをはっきりおっしゃっているのです。民間でやるとうまく、何か新しい発見があるかもしれないというお話ですが、どんな発見があるのかわからないけれども、仕組みとして何も変わってないでやったって、結果は同じだと思うし、それ以外にも実証実験の内容が入っていますから、それは事業者としては、その中でもよかったよ、悪かったよと、いろいろ評価は出てくると思うのですが、町としては既にやっていることをまたもう一回やろうとしているというふうには聞こえないのですが、そこはどうかですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

シェアライドとデマンド、似ているというふうな考えはありますけれども、ただ町民の利益につながるもの、安価というか、料金が安くなって公共タクシーのほうが使えるというような意味では、町民の利益にもつながるといふふうに考えますので、今回実証実験のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 安価とおっしゃいますけれども、タクシーに10人乗れば10分の1になりますから、すごい安いです。けれども、既に町としては補助金使って、それから町の税を使って実証実験をやっているのです。補助も出しているのです。ですから700円ではなくて、あのとき300円補助だと思いましたがけれども、だから安い形での提供はしてきたのです。つまり700円が300円補助出て400円になりますと、それ以上落ちるぐらい詰め込むという話でやろうとしているのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

すごく安価になるというふうには考えておりませんが、平常時1人で使うよりは安くなるという、利益が発生する以上は、うちのほうでもこの検証はしないではいけないというふうに考えておきまして、実際民間のほうと話し合いをして、これを継続するためにはどういうふうにしていく、実験が成功した際には、これを継続していくためにはどういうふうになるのか、どのぐらいの費用がかかってしまうのかという話もして、検討していきたいというふうに思います。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 今のお話ですと、いわゆるシェアライドをすることによって運賃を下げると、それは前やった300円補助で、あと700円地区に限りますが、400円の支払いで済むわけです。それは2人でも400円なのです。だから、それ以上に安くすることで今後継続することを考えるということではよろしいのですか。だから町全部利用者負担でやりますよと、次は。そういうことでよろしいのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

今そこまで考えていないのですが、現在のところは受益者負担で行って、それでも運賃が安くなるというふうには考えています。大勢で乗られることがなかったため、デマンドのほうはなかなか相乗りは生じなかった

のですけれども、今回に関しましては、乗れば料金のほうが安くなるという仕組みを理解していただいて、それが今後公共交通の存続につながればなというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

こちらM a a Sの実証実験の一環で、もともとはこの保険会社が避難保険というのをつくるに当たって、この実験をしているということだと思っておりますけれども、災害が起きたときにタクシーとかバスで高齢者とか避難対象者を迎えに行くというのが、その保険の一つということになっているのだと思っておりますけれども、そのシステム自体がそちらの保険会社で開発して、そのシステムの利用料というか、そういうのは今回かからないわけですけれども、実際継続するつもりはないみたいな話だったのだけれども、そういう単独の高齢者の方とか、そういう方にタブレットを実際配布して、将来そういう町の広報や連絡だとか、そういったものと一緒に使えるようになれば、有効なのかと個人的には思うのですけれども、継続するつもりはないみたいな、ただだったから、では協力しますよということなのか、やるのだったらそういう可能性も考慮しながらやるべきだと思うのですが、災害の場合は避難保険からお金が出るというようなシステムなのですけれども、この図でいくと、平時のサービスについてはサービス事業者がお金を払うみたいになっておりますけれども、そのサービス事業者というのは誰と考えていますか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

まず、継続するつもりはないと言ったことはないもので、いいシステムになって、今後使えるようでしたらこれを使っていきたいというふうに考えております。

システムの開発につきましては、あいおいさんではなくて、ちょっと幹事会社と書いてあるところがシステムを開発する会社になるということでございます。

サービス事業者につきましては、まだ実際に決まっていないのですけれども、ここの図で見ますと、三和さんであるとか、利用者、あとはそのタブレットとかを設置する店舗であったりするというふうに考えていますが、その細かい煮詰めはこれからという形になりますので、これからお示しできればなというふうに思います。

また、タブレットの配布ですけれども、実際、先ほども言いましたけれども、アプリで対処できる場所もありますので、タブレットを配布しなくても、今後はできるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

確認なのですが、7,600万円掛ける2分の1というのは、これ国が2分の1、この事業者が2分の1ということよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

今回のこの支援事業についてはそうです。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

町の持ち出しはゼロということですが、当然町も関わっているわけで、全く費用はかからないはずはない、周知、広報、あるいは職員が関わる。当然そこにも直接的な運営経費はかからないかもしれませんが、でも町も当然お金かかってくると思いますけれども、それは間違いないでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

実際に予算としての経費は町はゼロですが、人が協力することによって、その人件費というのが生じるというふうを考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

どうもちょっと町のスタンスがよく見えないのですけれども、あくまで町はこの協議会を構成する会社の実証実験の運営を任せるということで、直接的な運営としては、広報とか職員がそこに関わったりはあるかもしれませんが、直接的運営には町としては関わらないということでもいいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

直接的というか、この話し合いの中で町に関するもの、住民の周知であるとか広報とかも関わってくるかもしれませんが、その辺につきましては関わっていきたいというふうには思っておりますが、実際的にこの協議会の中で物事は決定していくという形になります。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

皆さんからも質問あったのでいいのですけれども、何か町の方向性が見えないというか、これまでデマンド交通やって、その検証に基づいて、さらに今後どういう町の公共交通をつくっていくかという、そういった検討の中でこういうシステムがあって、それでやるというのならまだ分かるのですけれども、何か非常にそこら辺、たまたま話が来たから乗ってしまったというふうにはしか思えないのですが、その答えはいいです。ただ、例えばシェアライドということで、何かトラブルがあったり、事故があったりしたときのその責任の所在はどこになるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

今の責任の所在と言われても非常に困るのですけれども、実際は今後どうやって行っていくかによって変わりますし、それがタクシー会社さんだったりするということはあるというふうには考えますが、今はちょっと責任の所在というののうちにはないというふうには考えておりますが、ちょっとその辺は協議会の中で話し合いさせていただきたいと思います。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

それは非常に重要な部分であると思いますし、今後事業を行うに当たって協定とか結ぶと思うので、そこ



ら辺しっかり明記すべきかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

確かに協定等を結んでいきたいと思っておりますので、その辺は明記を、うたっていきたいというふうに考えます。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

1 ページ目なのですがけれども、このM a a S 推進・支援事業ということで、前年度、先行モデル事業への支援ということで、19事業、令和元年度行われております。この19事業が現在今どうなっているのか、令和2年になって。きっと先行で令和元年だけの実証実験をやったのか、それとも2年間続けてやっているのか、1年だけの予算をいただいて、現在は自治体が自分のところで実証実験を続けているのかというような、そういうところが分かれば教えていただきたいと思うのですがけれども。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

その辺については、実は、すみません、検証はしておりません。実際にやったところが、交通会社等がアプリを開発して、実際そのまま運用しているというところがあるとは考えますが、今のところは、自治体が積極的にやっているというところはちょっと存じ上げていないところです。

○議長（井田和宏君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

私から2点お伺いしたいなと思っておりますのですが、高齢者の支援システムということで、高齢者に限って対処されるということなのでしょうけれども、その避難の避難所へのタクシーを使うということだと思っておりますが、自然災害が頻発にするのか、なぜ、A I 社会ではあるのですが、タクシーをもって避難するという発想になるのか、私には少し、新たなチャレンジなのかなと思っておりますが、それはあえて高齢者をA I のタブレットを使った避難所への送迎をするというところの理解がなかなかできなくて、そこに特化しているのはなぜでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

高齢者に特化してというのは、対象はある程度絞る必要があったということと、全体をやりますと、なかなか人数的に避難に関してはうまくいかない、あと自治安心につきましても、自宅のほうで自宅避難というのですか、推奨しているところがありますし、集会所の自治会の中で避難を進めているというところもありますので、選択の一つとしてタクシーを使ったというのがまず一つの理由でございます。

2 番目は何か……

○議長（井田和宏君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

ありがとうございます。選択肢の一つとしてということで受け取りたいと思います。

あともう一つ、1 ページのところに、A I オンデマンド交通の導入、そしてキャッシュレス決済の導入と

書いてあるのですが、そのキャッシュレス決済、この横のほうにも、9地域・9事業者というところは、この38ある中の三芳町はその中に入っているということでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

三芳町は地域特性に応じたM a a Sの実証実験への支援の38事業です。日本地図の関東平野辺りの下のところに出ている阿寒バスとか、長崎県交通局とか、その辺につきましてもキャッシュレスの決済の導入というふうな形になるというふうに考えます。ですので、そこについては、うちには入っておりません。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

では、三芳町はそのキャッシュレス導入とかというのはなくて、現金を使った支払い方法ということでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

これはまた別物なので、違う事業だというふうに考えておりますので、今回についてはキャッシュレスのほうの導入というのは考えておりません。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です

ちょっと確認なのですが、平時サービスの中で、乗り合いタクシーだけではないということで、フードデリバリーとか、あと買い物とかというのがあると思いますが、今現在国交省でデリバリータクシーというのをやっていると思うのです。それが恐らく9月末までです。時限立法でそれができるようにスタートになっているはずなのですが、今国会はやっていないのですけれども、延長を求める声もあると思うのですが、そのデリバリータクシーに関する法律とかが、9月末でもし終わったとしても、その後でこういったサービスがタクシーでできるのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） すみません、一応その9月末時限だつてあるのは知っているのですけれども、今後を見据えてになりますので、現在のところはできるというふうに法律上は決まっておらず、申し訳ありませんが、今後将来を見据えてこれを考えていきたいというふうに考えておりますので、一応その辺は法律と照らし合わせてやっていきたいというふうに思います。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

では、今の法律で考えてみると、実証実験できるのは9月末までとなると思うのです。それで果たしてできるのとなるのですけれども、法整備がまずあってでないと、タクシーがそもそもこういったものを運べないと思うのです。終わってしまえば、実証実験したくてもできないのですけれども、それでも三芳町は今こ

れからやりますと言うのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） お答えいたします。

一応こちらの図に書いてある平時のサービスで、フードデリバリーですとか、買い物ですとか、菓の受け取りですとかなど載っていますけれども、一応こちらこれが確定したというものではなく、こういうことが考えられるといった形での図になっておりますので、これがずっと継続してやれるかどうかというのは、今後検証していきたいと思います。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ということは、これは案であって、どうなるかわからないということですか。さっきの藤久保地域拠点みたいな感じで、まだこうやって案ですから、実証実験やる前になったらちょっと変わりますよとなるのですか、それを今ここで何で報告されるのかなと思うのですけれども。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

こういう実証実験を実施するというお話をしたくて、報告というふうに最初使わせていただいたのですが、細かい内容が決まって、あとの3社さんとやって、細かいこういうふうにやっていきますよというお話は、また後ほどするというふうに、一番最初に申し上げたつもりではおったのですが、そのときにはまた説明をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございます。

今のお話からちょっとお伺いしたいのですが、この実験内容というこの表と申しますか、図と申しますか、これを作成をされたのはどちらが作成をされたのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

これにつきましては、企業のほうが作ったということです。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

ということは、これを町が作ったのであれば、町がいろいろなことを配慮したり対応というのはあるかとは思いますが、企業が作ったということは、例えば今質問にあったようなことの諸問題をクリアするのも、企業がある意味クリアしていくという方向で考えでよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

そのために一応協議会がございまして、町と企業とでお話し合いをして、こういうふうな法律があるとか、こういうふうにやっていきたい、町はこういうふうに考えているというような話をして、実証実験のほうに持っていきたいというふうに思います。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

久保議員。

○議員（久保健二君） では、1点だけすみません。確認なのですけれども、先ほど鈴木議員だったか、期間を確認させていただいた際に、令和2年度、今お話ありましたけれども、実証実験の期間としてはかなり、今から始めても短いのかなというふうに思うのですが、実際、これ実証実験、いつから始められるとか、決まっているのですか。開始時期、教えていただけたらと思います。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

この補助金自体が今年度で終わるというふうな、今年度末までで実験を行って報告をしなくてはいけないというのが一つあるのと、実際に実証実験については、まだ協議会のほう開かれていませんので、そこでお話をするということで、時期的にはまだ決まっておられません。

○議長（井田和宏君） 久保議員。

○議員（久保健二君） では、開始時期はまだ決定していないということですね。

それとあと、先ほどからこの予約のシステム的なもので、アプリ等ができれば携帯のほうでも利用のほう、利用というか、予約のほうができるのかもしれないというようなお話がありました。実際そのアプリの、そういうアプリを含めたシステム料金とか、その辺というのは、もしこれ継続して行うとすると、町の予算としてどのぐらい計上されることになるのか、大体でも分かれば教えていただけたらと思います。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

その辺につきましては、ちょっとお答えできないという形になりまして、実際に額が出ているわけではございません。

○議長（井田和宏君） ほかにございませんか。

小松副議長。

○副議長（小松伸介君） 小松です。説明ありがとうございました。

すみません、何点かお伺いしたいのですけれども、今回実証実験の支援で38事業のうちの1事業に選ばれたということなのですけれども、ほかの37事業のほうは、いろいろなバスだとかタクシーだとか、カーシェアリングみたいなお話も調べるとあるのですけれども、どんなような形をとられているのか、把握はされているのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

1つずつ詳しくは見たわけではございませんけれども、バスだとかいろいろあるという話がありますけれども、これも一応地域の課題に沿って問題を解決できるMaaSの推進という形になっていますので、それに応じたのが出ているというふうな形になっていると思います。三芳町につきましては、公共交通の不満解消というのが一つ課題になっているというところで、そこを今回については高齢者だけですけれども、解消していきたいというのが今回の目的になっているというふうなことです。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○副議長（小松伸介君） 小松です。

いろいろな形があるということで、その中で三芳が乗り合いタクシーになったというのは、何か事前に町との協議とか、そういったものもあったのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

地元の業者である三和交通さん等ありましたので、その辺を通して実際何か提案できないのかという話からこういう形になっています。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○副議長（小松伸介君） 小松です。

前ののぞみタクシーのときも三和交通さんに受けていただいて、そのときにもやった企業ですので、過去のこともよくご存じかなというふうに思うのですが、それとやはりちょっと違うような形式でやられるということで、認識しておいてよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） お答えします。

前回のデマンドタクシーにつきましては、三和交通さんに委託して、そのデマンド交通の分として確保していただいたような事業で展開しましたけれども、今回につきましては、ちょっと確保とかという形ではなくて、平時で使っているタクシーを利用しながら、こういったのができるかどうかというのを検証しながら、サービスとして提供できるようにしていきたいと考えております。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○副議長（小松伸介君） 小松です。

前回オペレーターさんの確保であるとか、そういったことも必要だったのですが、今回アプリということで、そういったことは必要ないということでもよろしいのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） 一応そういった必要ないというような形で考えております。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○副議長（小松伸介君） 小松です。わかりました。

それから、協議会のほうが開かれるということなのではございますけれども、こちらのほう日程が分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） お答えします。

実際その協議会自体、まだ設立、設置自体もまだしていません。申請の段階でこういった想定でということで申請出させていただいているような形になりますので、詳細につきましては、また追って協議しながら決めていきたいと思っております。決まり次第、いろいろお知らせのほうはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○副議長（小松伸介君） 小松です。

まだ、では設定がされていないということで、これから、大体いつぐらいになるのかとか、その辺は見えていないのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

まず、協定を結びたいというふうに思っています。協定を結んでからセッティングをしていきたいというふうに思います。協定はなるべく早いうちにというふうに考えておりますので、今月か来月の上旬、ちょっと議会が始まってしまいますのであれなのですけれども、そう考えております。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○副議長（小松伸介君） わかりました。

それから、今回高齢者に限った実証実験ということなのですが、高齢者の誰が利用できるかというのは、高齢者全体が利用できるのか、それともある、例えば500人とか、そういう限定的に実証実験されるのか、その辺についてはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） お答えいたします。

今回の実証実験に限って言えばですけれども、対象を絞る必要があるかと考えております。その対象についてどのように設定するかというのは、今後考えていくような形になると思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○副議長（小松伸介君） 小松です。

例えば無作為抽出なのか、それからその希望者に手を挙げていただくとか、その辺はこれからという認識でよろしいのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） これから検討していきたいと思います。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○副議長（小松伸介君） わかりました。

それから、先ほど乗り合いで、乗った際に割引が出るみたいなお話があったのですが、これ単独で乗った場合は、では割引はないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） お答えします。

このシステム自体、まだ開発されていないものプラス、このサービス自体がどうやっていくかというのを、この実証実験をもって検討していく形になるのですけれども、感覚としてはなのですが、イメージとしては、このサービス、こういった名前になるか分からないですが、サービスを利用することによって、たとえ相乗りにならなかったとしても、金額は下がるような形でイメージはしております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○副議長（小松伸介君） 単独で乗った場合も割引になるということなのですが、その割引分という

のはどこが負担するのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） 割引につきましては、そのタクシー事業者が空いている時間帯も乗り合いとかによって効率よく運転できる、運行できるという仕組みの中で、事業者の協力として割引するような形なので、どこが負担するというよりは、事業者の企業努力という形になります。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたしますというか、1人で乗った場合に安くなるかというのは、ちょっとこれほかの地域だと違う場合があるのです。例えば1人乗った場合だと、乗り合いが成立しないという形で使えないという場合があるのです。だからそのシステムをどう使うか、今後決めていかないといけないと思うので、話の中では1人で乗っても安くするよというような話はあったのですけれども、まだこれは決定事項ではございませんので、今後考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○副議長（小松伸介君） 小松です。

本当に考えなければいけないことがたくさんあるかなと思うので、協議会設立までにある程度、当然課の中でもお話はされると思うのですけれども、ある程度町の方向性というか、その辺しっかりと考えておいていただければなというふうに思いますので、本当に2年度中ということで、期間が短いので、しっかりと協議を進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） この後、ライフバスですかね。では、ライフバスの件について説明を求めます。

政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 説明させていただきます。

皆様のお手元には、ライフバス宛ての要望書という形で、7月16日付のものが届いているかというふうに考えます。7月13日の月曜日にライフバスの乗務員がスマートフォンを操作しながら運転している動画のほうで報道されたという形になります。事実関係を確認するために、翌日になってしまったのですけれども、ライフバスのほうへ事実関係のほうは確認をさせていただきまして、その後要望書を出させてくれという話で、この要望書を出しました。

要望としましては、このような不祥事がないように再度乗務員の教育を徹底すること、町内の重要な交通機関であることを強く念頭に置き、地域住民の信頼回復に努めるということで、2つの要望を出して、照井社長のほうにはお渡しをしております。

以上です。

○議長（井田和宏君） このライフバスの件について説明がありました。質問があるようでしたらお受けいたします。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

この要望書を出されたということなのですから、株式会社ライフバスのほうからは、これに対する回答のようなものは来ているのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

実際これについての回答というのは来ておりませんが、社長と口頭の中では、出発前の受付に張って戒めているという、乗務員に見させているというようなお話は聞いております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

このスマートフォンを使用しながら運転をしていた方は、何かペナルティーだとか、警察関係で事情を聴取されたというような、そういうペナルティーみたいなことはあったのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

ペナルティーについては、特に警察であるとか、指導のある国土交通省運輸局とかのペナルティーがあったという話は聞いておりませんが、運転手につきましては、もう既にライフバスのほうにはいないというふうな形になります。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

動画を見たときに、運転手はスマホを見ていないという話だったのですけれども、町では事実関係を確認した後にこういった要望書を出したということは、ただ足をかいていただけであつたら不祥事ではないと思うのです。ということは、スマートフォンを見ていたというふうに認識をしているのですか、町として。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

実際については、ライフバスに聞いたという話ですけれども、ライフバスでは乗務員のほうに聞いて、見ていたのかという話になったときには、見ていないという話をされていました。足を、下を見ていたのだという話は確かにニュースにも載っていたのですが、実際それだったら報道は間違っているということなので、通話記録のほうを確認して、報道のほうに要望というか、反論しろみたいな話だったのですけれども、その通話記録というか、履歴については、運転手のほうは出さなかったという話なので、それであれば事実なのかなというふうな形だというふうに考えます。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

立証責任はむしろ運転手にはないと思うのです。にもかかわらず、不祥事だと決めつけているということ自体はどうなのかなと思うのです。あとこの要望書について、このような不祥事とか、先般報道にありましたとか、ものの特定はしていません。こういうやり方として、要望書の上げ方として、あと実際にあったことか、運転手の言い分もあるのかもしれないし、実際そうなのかもしれないし、どうか分からない中で進



めているということ自体がどうなのかなと、姿勢としてどうなのかなと思うのです。客観的な事実だけしかないわけで、ちゃんとした相手方の意見も聞かずに話を進めること自体は、あまりよろしくはないかと思うのです。よくあることかもしれないのですけれども、そういったことの姿勢としてこれが正しいのかどうか、ちょっと疑問なのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

確かに確認がとれていないというところではありますが、ライフバスの社長と話している中では、要望書のほうは町から出していただいて、こういう要望書もらったので、運転手としてこれから事業を行っていく上で、ほかに残った乗務員についても教訓としたいという話ですので、この要望書については認めていただいて、受け取ったというふうな形になりますので、ライフバスのほうとしては、この要望書を認めたという形になると考えます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ちょっとこれ外れるかもしれないのですけれども、住民の方から、急発進とか急停止という、そういうことも聞いているのですけれども、ほんの一部の運転手さんだと思うのですけれども、町はそういうことは把握していますか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

それがいつ、どこでという形では、電話があったときの日付ぐらいしかないのですけれども、その電話があった際には、お電話を受けて、すぐライフバスにお電話をして、こういう事実関係があるというような話はしておりますし、定期的な協議をやっているときに、近ければそのときに申し入れはして、向こうの言い分、話等は聞いております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 夕方かなり駅から駅へ行くときに混みますので、やはりその時間を気にしながら運転をしているというのがすごく見受けられて、夕方なんかは駅へ遅く、遅れてきますので、余計運転手のほうは気が気ではないかなと思うのですけれども、やはり常時そういった急発進とか急停止を気をつけているはずなのですけれども、実際にあるということは、解決されていないということなので、ぜひその時間帯を考えながら、そういったことがないように、確実にやはりしてもらいたいです。命に関わりますから、けがをしたら大変ですので、ですからそこは注意だけではなくて、確実にそういったことをしないで、運転手もやはり安全運転ができるような、そういったことをきちっとしてもらいたいです。そのためには夕方の時刻表とかも考えなくてはいけないと思いますので、その辺も町としてぜひ話し合っただければと思います。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） ライフバスのほうには、一応お話のほうはさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

今お話の中で、町との定期的な協議ということでのお話がございましたけれども、定期的というのはどのぐらいの間隔で行われていますでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

基本的には4月と9月の2回ですけれども、事あるごとに行っていて、2か月に1回やっていたというときもありますし、問題がなければ半年に1回というようなスパンを空けたりしております。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

今回のこの報道とは違いますけれども、やはり地域の方からライフバスの運転手さんの言動が非常にぶっきらぼうとおっしゃったのですか、何か頭ごなしに叱られたと、その方はおっしゃっていました。とてもそういう、ある意味の接客サービスに当たる部分も要素として含まれるお仕事なので、こういう言動はどうかというようなお怒りのお気持ちを伺ったことがあったので、今この4月と9月、必要であれば随時とおっしゃっていたので、今後何かあったときには、町にお声を届けておけば、そういうときに協議の土台に乗るといふように捉えてよろしいでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

今のような話ですと、お伝えすることは可能でございますし、実際であればお電話をいただいて、怒りが収まらないうちに電話がかかってくるというのは多いですけれども、そのときに、何番線に乗って、何時に乗って、運転手は誰だというのが一番ベストだとは思いますが、見てもらうと、一番伝えやすいのかなと、この人だというふうに言われるのがいいなというふうに思います。ただ全般的として、こういう話が出ていますというお話はお伝えをすることはできます。

○議長（井田和宏君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上で協議事項3番、公共交通の取組についてを閉じさせていただきます。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午後 1時55分）

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 1時59分）

---

◎令和元年度一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託について

○議長（井田和宏君） それでは、協議事項の4番、令和元年度一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への

事務の委託について、説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 環境課の吉田です。どうぞよろしく申し上げます。

まず、本日は、事務の委託に関する説明ということにつきましては、資料を2点ほどご用意いたしました。1ページ目、表紙にこのような挿し絵が入った、これが本資料でございます。それとは別に別添としまして、頭に「参考」と文字を入れた資料、この2点をご用意いたしました。どうぞこちらのほうを照らし合わせてお願いいたします。

それでは、一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託に関する事、これにつきましてご説明させていただきます。

まず、本資料の1ページを御覧ください。これが表紙になっておりますが、こちらのとおりの1番の資源物の売却代金と2番の令和元年度ふじみ野市・三芳町環境センターの運営負担金の決算概要、これらがその内容でございます。

まず、1番の資源物の売却代金でございますが、当センターとしてはリサイクルが可能な資源物については、その売却により収入を収ることとしております。収入金額は三芳町分とふじみ野市分とに案分され、三芳町分の収入金額はふじみ野市から納入されると、このようになっております。案分の方法につきましては、本資料4ページ、御覧いただきまして、4ページ、上段の囲み中です。これは経費の算定に関する覚書の抜粋ですが、一番下第5項でお示しするとおり、資源物の種類別の搬入量の割合をもって、種類別に収入金額を案分すると、このようにしております。

売却代金の内訳につきましては、本資料の2ページを御覧いただくとおりでございます。これら品目、まず一番上の金属類からリサイクル工房として経営、これは家具販売、自転車の販売と直販売まで、これら合計の売上げが6,836万8,000円ございました。搬入量の割合として、三芳町のトータルした搬入量割合がおおよそ26%でした。これの案分によりまして、当町の収入金額は1,779万8,000円となっております。これに附帯しまして、本資料の最終ページ、7ページと付しておりますが、こちらを御覧いただきたいと思っております。

こちらが昨年度三芳町のごみ収集量の実績でございます。1番、燃えるごみ、これにつきましては、ここ3か年で減少傾向にあるものの、2番の燃えないごみ・資源ごみ、これは増加の傾向にあります。しかしながら、3番のごみの総量を御覧いただきますと、ほぼ変わりなく、ここ3か年で横ばい状態であることが分かります。これを踏まえまして、2ページの売却代金のほうです、こちらのほうをまた御覧いただきますと、改めて前年度からの減額が目立ちます。これは米印の注釈にありますとおり、容器包装プラスチック、これに係る過年分の拠出金がなかったためでございます。この拠出金という制度は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会、そういう団体、実施団体がございまして、一定の条件を満たした場合に、その費用が各市町村に拠出される、このような制度でございますが、昨年度につきましては、その拠出金、その収入がなかったためでございます。

ですので、その前年につきましては、この拠出金制度によりまして、329万円ほどの拠出金収入がございました。したがって、その金額を除いた純粋な売上げ金額、売上げ収入とすれば、ここ3か年でほぼ同じ水準で推移していると、このようなことがわかるかと思っております。

以上が、資源物の売却代金についての概況でございました。よろしく申し上げます。

○議長（井田和宏君） それでは、今令和元年度の一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託について説明をしていただきました。これは決算審査に関わる内容でございます。

〔「よろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） ただいまが資源物の売却代金に係る概況でございました。

続きまして、環境センターの運営負担金です。運営負担金のこの決算概要についてご報告をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

これについては、さきの6月全員協議会での説明と重なる部分があると思いますが、よろしくご容赦願います。まず資料、本資料の3ページを御覧いただきたいと思っております。これは事務の委託に関する協定書の抜粋でございますが、こちらに（1）から（3）番までであるとおり、これら3項目の経費、指定管理者に対する支払い委託料と一般廃棄物の処理に関する事務をふじみ野市に行わせること、これに要する費用としての管理啓発に係る事務事業費用、また焼却残灰や不燃、資源物の運搬処理に係る直接の経費です。その直接経費としての資源物等の処理及び再生利用に係る費用、これら3項目の経費で構成されております。また、これら経費の総額の20%を均等割として、また80%をごみ量割に大別して、ふじみ野市、三芳町とで相互の割合で負担するものとしております。ごみ量割の対象とする品目につきましては、同じページの別表の2、こちらにお示しするとおりです。また、5ページを御覧いただきますと、5ページの下段、表の4でございます。表の4にお示ししますとおり、ごみの総量に対する品目ごとの割合と、あとはふじみ野市、三芳町双方の搬入割合、それについてはこの表でお示ししております。均等割とごみ量割をトータルした三芳町の負担割合としては、おおよそ33%となっております。

それでは、この5ページの上段の表3を御覧いただきまして、これらの経費ごとにご説明をいたします。あわせて、別添の参考資料も御覧いただければ幸いです。まず、1項目めの環境センター運営業務委託料でございますが、別添えの資料の1ページがその詳細でございます。直接の委託料やその他費用の合計額が4億9,984万2,000円です。それに対しまして、売電や手数料収入など2億846万2,000円ございましたので、これら差し引いた純粋な経費の総額は2億9,137万9,000円となります。均等割とごみ量割をトータルした三芳町の負担割合が32.93%ですので、この経費に係る当町の負担額は9,595万9,000円となります。

次に、2項目めの管理啓発事務事業費用ですが、これは職員人件費とそれら以外の費用とに分けて算定しております。まず、職員人件費を除く費用につきまして、別添えの資料の2ページを御覧いただきます。事務に要する直接の経費から、東京電力などの賠償金、これら賠償金収入を差し引いた経費の総額が1,603万5,000円です。均等割とごみ量割をトータルした三芳町の負担割合が32.69%ですので、この経費に係る当町の負担額は524万2,000円となります。

同じ啓発事務事業費用の職員人件費分につきましては、別添えの資料の3ページになります。3ページの上段でございます。保険料収入を差し引いた人件費に係る経費の総額が2,920万6,000円です。三芳町の負担割合32.69%で案分した負担額954万8,000円、これが三芳町の負担額となります。

以上が管理啓発事務事業費用の内訳でございます。

次に、3項目めの資源物等の処理・再生利用に係る費用ですが、これはその下にございます内訳に示すとおり、①番、焼却残灰等処分業務から⑨番の古紙類まで、9品目にわたる物品の運搬と処理に係る直接の処

理費用でございます。詳細につきましては、こちら別添えの資料の3ページの中段から最終の5ページにかけて記載しております。これら一つ一つについては触れませんが、これら9品目の処理経費の総額が2億7,487万9,000円となりました。

均等割とごみ量割をトータルした三芳町の負担割合が32.24%でしたので、この経費に係る当町の負担額は8,863万4,000円となります。

以上が内訳でしたが、本資料の5ページ、上段、表3に戻っていただきますと、以上の3項目の経費の額に4-1、4-2とございますが、不燃物と家電品の処理に要した三芳町の実費負担分を加えた金額1億9,964万6,951円が、環境センター運営に係る三芳町の負担金の内訳でございました。

なお、これに加えまして、既存特定用地に係る取得費用の負担分447万6,000円と、また昨年度は井戸の改修工事がございましたので、この工事代金の負担分も加えた2億476万7,987円が環境センターの運営に関する当町負担経費の総額となります。

以上が、1番の一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託に関する説明でございました。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 今、令和元年度一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託について説明をしていただきました。これ決算の内容ですよ、違いますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ただあまりにも数字が細かいし……

〔「決算書にはこの数字は載っていない」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 載ってないですよ、載っていないということですよね。

質問を……

○環境課長（吉田徳男君） ちょっと特殊性のある費用ですので……

○議長（井田和宏君） 事務の委託については終わったと。

○環境課長（吉田徳男君） 事務の委託につきましては以上とさせていただきます。

○議長（井田和宏君） ここで一回、では質問を受けたいと思います。

決算の内容に関わることもあるのですが、数字が細かくて、決算資料に載ってこない部分もあるので、その部分については質問を認めますので、質問をお受けいたします。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 説明ありがとうございました。私いつも気になっているのが、容器包装以外プラスチックというのが、どんな処理をされているのか、ちょっと数字だけでは、結構金額も処理代はかかっているように思うのですが、これはどんな処理をされているのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 先ほど少し簡単に触れましたが、実施団体が公益財団法人日本容器包装リサイクル協会……

〔「以外プラだから」と呼ぶ者あり〕

○環境課長（吉田徳男君） 大変失礼しました。

○議長（井田和宏君） もう一回質問よろしいですか、内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

容器包装以外プラスチックというのが、資源ごみになってはいないと思うのです。言いたいことは、三芳町でゴミ処理をしていたときに、この以外プラスチックを、何か資源にされるところがこれを引き取って、ちょっとの金額で買い取ってくださるといのが何年かあったように思うのです。ただこの共同事業になってからは、この以外プラスチックというものの取扱いが、ただごみとして処理をされているだけなのか、もしこれが資源ごみ、3Rの時代とも言われていますので、やはりリサイクルということを考えると、この以外プラスチックのこの処理の方法は、これからすごく大きな問題になるものと、今でも大きな問題かなと思っているのですが、そこら辺がちょっとこの共同事業になってから見えないので、説明いただきたいなというふうに思いました。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） これにつきましてはいかがでしょうか、私ども誠に恐縮です。そして具体的、技術的な現在、現状その処理の内容、処理方法、この処理の中でそれについてちょっと把握をしておりますので、恥ずかしながら。これは現場の環境センターなどに出向いて、これは実地に学んでまいります。いかがでしょうか、次回このような協議会で機会をいただければ、その際にちょっとご報告させていただきたいと思いますが、よろしいですか、誠に申し訳ないのですが。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 課長、ありがとうございます。突然こんな質問をして申し訳ありません。ただ三芳町では、一時ある企業が引き取って、少しの金額でしたけれども、買い取りをしていたのを覚えております。本当にごみとなるのか、これが資源になるのかで大きな問題かなと思いますので、ぜひともふじみ野市とまた協議をしていただければと思います。お願いいたします。

○環境課長（吉田徳男君） 承知いたしました。

○議長（井田和宏君） ほかにございませんか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

ちょっとついでに調べていただきたいのですが、ペットボトルがどう処理されているか、以前は中国が引き取って、人形の臓物にしていたとか、いろいろ話があって、それも多分今止まっているはずなので、どうされているのか。場合によっては企業が、ペットボトルからペットボトルへのリサイクルもできるようになったという技術も開発されたというような話も聞きましたが、実際どうなっているか、特にペットボトルの蓋です。庁舎内では別に、個別に回収していますが、一般の家庭ではペットボトルの蓋というのは別に回収していません。その辺の理由もちょっと含めて、次回で結構ですからご説明いただければと思います。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） では、先ほど内藤議員からいただいた内容と合わせて、次回の機会にご報告できるようにいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

すみません、では私のほうからもちょっと。調べておいて、後で個人的でもいいのですけれども、ちょっ

と調べておいていただければと思うのですけれども、次回までに。

7ページに燃えるごみということで、家庭系、事業系、公共施設とありますけれども、公共施設で21万9,790キログラムというふうに記載されておりますけれども、この公共施設での燃えるごみというのは、内容はどういうごみが多いのか、申し訳ないのですけれども、それを調べておいていただけたらありがたいと思うのですけれども。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 合わせて調べておきますので、また次回の機会に、以上の3点をご報告できればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（井田和宏君） ほかにございませんか。

小松副議長。

○副議長（小松伸介君） 小松です。

資料の2ページの、先ほどの資源物売却代金のところで、課長からリサイクル協会の拠出金がなかったというお話があったのですけれども、以前は300万円とかあったとかと先ほどおっしゃっていましたが、これ出るときと出ないときの何か基準とかというのはあるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） これは、こちらが公益財団法人日本容器包装リサイクル協会、この団体が実施主体になっております。この拠出金の制度なのですけれども、まずはそのリサイクルに要する費用、これをあらかじめ当年度ごと、年度ごとその費用の金額を想定した金額、これを資金としてストックして運営しております。これ全国的にごみの量によるのか、結果的に全国的に実際に要した費用、その金額が、あらかじめ想定して資金としてストックされていたその金額を下回った場合に、その差額分の半分の金額、2分の1の金額が市町村に拠出金として支払いがなされると、このような制度のようです。

一番大事なのは、きれいに排出しているのか、そしてまた多い少ないということ、要するに品質とあと量、これがやはり大きく作用すると、このようなことでございます。まず、品質については、要するに、きちんと分別されて処理されているのか、あるいは汚い汚れたまま出されているのかどうか、それによってやはりその処理費用の経費にこれ関わってくるということです。あと、量の少ない多いによりますと、やはり排出する量が多ければ、その処理の費用がかかります。ですので、そういったごみの排出量の削減ですか、これにより、結果的に全国的に実際に処理に要した費用が、あらかじめ用意された資金よりも少なく済むと、そうした場合には、各市町村にそれ相応に拠出金として利益として配分されると、このようなことでございます。

昨年度においては、これは平成30年度の処理量が大切になるので、ですので、平成30年度の実績としては、全国レベルで見た場合、そうした基準に満たなかったということで、市町村に対する拠出金の支払いがなされなかったと、このようなことでございます。ちょっと私も勉強不足なので、この程度の説明しかできないのですが、よろしく願いいたします。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） それでは、次回以降に答弁いただく部分もありますけれども、以上で令和元年度一

般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託についてを閉じさせていただきます。

---

◎清掃工場跡地利用事業について

①準備工事の進捗状況について

○議長（井田和宏君） 続きます、協議事項の5番の1番、清掃工場跡地利用事業について、①、準備工事の進捗状況について説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） このことにつきましては、別にA4の1枚です。こちらの資料をご用意させていただきます。

まず、清掃工場の跡地利用事業につきましては、さきに締結されております事業協定及び借地権の設定予約契約、これらに基づきまして、利用事業者である石坂産業さん、石坂産業株式会社において令和3年度中に、また一部の用地については令和4年度中となりますが、準備工事を行うこととされております。このことにつきまして、一部の工事につきまして、事業者のほうから工程表が示されました。既に一部工事が開始されておりますので、その現況についてご報告を申し上げます。

工程が示された工事としては、建物の解体工事でございます。こちら資料の（1）番、こちらのほうにご案内するとおりでございます。実際には7月の下旬に既に着手、着工されております。仮囲い、足場の組み工から始まりまして、今現在既に躯体の解体です。こちらのほうが進められております。この後におきましては、外構ですとか、あと障害になる樹木等もございますので、それらの伐採、撤去まで含めると、およそ10月の末には解体工事の全てがこれ完了する見込みと伺っております。

以上が、利用事業者による準備工事のうち、建物の解体工事の状況と予定としてご報告いたします。

○議長（井田和宏君） そうしたら、清掃工場跡地の準備工事の進捗状況について質問をお受けいたします。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） それでは、以上で清掃工場跡地の準備工事の進捗状況についてを閉じさせていただきます。

---

◎町が実施する事業予定について

○議長（井田和宏君） 続いて、清掃工場跡地利用事業についての②番、町が実施する事業予定について説明を求めます。

○環境課長（吉田徳男君） 次に、これに合わせて町が行うべき事業の今後の実施予定についてご報告いたします。

まず、こちら資料にお示しするとおりでございますが、清掃工場内の最終処分場の水処理施設という設備がございます。この設備へ出入りする進入路を築造する事業です。清掃工場のうち処分場はこれ稼働を続けておりますので、これに付帯する浸出水の処理施設は今後も維持管理をしなければなりません。したがって、事業用地、賃貸用地、事業用地と町の用地と、これ分割しなければなりませんので、その設備に、施設にこれ進入する、それを確保しなければなりません。今年度につきましては、その進入路の用地、用地の分筆の測量及びその築造設計業務、これらを実施する予定でございます。



なお、進入路の用地につきましては、当初は隣接する民地、これ畑でございましたが、その用地の買収を予定し、用地交渉を重ねてきました。ところが遺憾ながら用地買収の協力を得られないということで、それを断念するに至りました。準備工事の年限が限られておりますので、今後用地交渉を続けるいとまがないと判断したものでございます。したがって、代替の進入路としましては、事業者と協議した結果、事業用地、賃借予定用地の一部に築造することとしました。設置箇所としては、太陽の家とふれあいセンター、その敷地の南端でございます。一番最南端、そちらのほうに進入路を築造するというので事業者と協議を行いました。

これによりますと、賃借用地の面積が減少することになります。減少する面積が、机上での簡易な測量にすぎませんけれども、減少する面積としてはおおよそ530平米、それによる賃借料の減額が30年間でおおよそ360万円と試算いたしました。しかしながら、用地買収した場合の用地取得費ですとか、物件移転補償費等々を考慮した場合に、一定の合理性はあるものかなと、このように考えております。実際の正確な面積につきましては、今後の測量業務で成果が出てまいります、今後の予定としては事業者との現契約、借地権の設定予約契約、そちらのほうの変更契約を行うと、このような予定で進めてまいりたいと考えております。

続きまして、最終処分場の浸出水処理施設の電源布設替え工事でございます。これもやはり跡地利用によりまして賃借用地と町用地、これが分割されることになりますので、既存の電気設備を廃し、撤去し、新たに電源を引き込む必要があるため、これを実施するものでございます。

最後に、土壌分析調査です。これにつきましては、今後事業者による準備工事の一つとして、埋設されておる廃棄物、これの掘り起こし工事が予定されております。掘り起こし工事は解体工事に引き続いて行われる予定ですが、埋設物の掘り起こしが完了し、地表が露出した段階で、その土壌の状態についてこれ分析調査を行います。このことは土壌汚染対策法の第4条に規定されておるものでございます。28項目にわたる詳細な測定、分析を行いまして、有害性の有無を判定するものでございます。その分析調査の結果、有害性のおそれはないものと、これまでの事前調査では判断されておりますが、この結果をもって埋め戻し、整地と、このような工事が続けられていく予定でございます。

以上が清掃工場跡地利用事業の現状と今後の予定でございます。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 今清掃工場跡地の町が実施する事業予定について説明をしていただきました。この内容については、9月定例会に上程される補正第5号の中で上程をされるということでありますので、今の内容について聞き漏らした点等があれば挙手にてお願いをしたいと思います。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

中身ではないのですが、補正5号に上がるのは、町が実施する事業、今4段にわたって書かれておりますが、その分全てということでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 5号補正につきまして、このうちの進入路道路、その築造設計業務、また電気設備の引き込み工事、そして廃棄物埋設地の土壌分析調査業務委託、以上の3点でして、これを予定しております。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。この中で進入路の築造だけが来年度か、後になるということよろしいでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 本工事につきましては来年度に予定しております。

○議長（井田和宏君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 以上で、清掃工場跡地利用事業についての②番、町が実施する事業予定についてを閉じさせていただきます。ありがとうございました。

ここで、協議事項が全て終わったのですけれども、1時間以上過ぎておりますので、休憩をさせていただきますと思います。

（午後 2時34分）

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時45分）

---

#### ◎議会広報広聴常任委員会

○議長（井田和宏君） 協議事項が全て終わりましたので、続きまして報告事項に移りたいと思います。

報告事項については、議会広報広聴常任委員会より報告を求めます。

鈴木委員長。

○議会広報広聴常任委員長（鈴木 淳君） 議会広報広聴常任委員会より、9月の定例会のポスターについて、委員会のほうでもいろいろ話したのですけれども、特に傍聴を誘うものではなく、あくまでも議会活動として定例会を行いますという形でのポスターを作成いたしました。皆様のレターケースのところに入っていますので、また決められた本人担当の場所への掲示をお願いいたします。

以上です。

○議長（井田和宏君） ただいま議会広報広聴常任委員会より説明がありました。質問がある方はお受けをいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） では、質問ないようですので、以上とさせていただきます。

---

#### ◎その他

○議長（井田和宏君） 続きまして、その他でありますけれども、何点があるのですが、その他のまず第1番目、これは局長から先に説明をしていただいてもよろしいでしょうか、議会費の決算と補正についてということで、事務局長より説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（落合行雄君） それでは、平成元年度の議会費に関する一般会計歳入歳出決算の概要につきまして、ご説明させていただきます。

決算書をお持ちの方は決算書を見ていただきまして、お持ちでない方は、決算書の該当部分をコピー取ってありますので、そちらのほうを御覧いただければと思います。

まず、歳入につきましてでございますが、37、38ページになりますけれども、款19諸収入、項5雑入、目5雑入、節1雑入の、雑入の中の下からまず3番目でございますが、令和元年台風19号災害見舞金6万円となっておりますけれども、このうちの3万円が埼玉県町村議会議長会から交付されております。まずそれが1点でございます。また、その2つ下、一番下になりますけれども、本人負担分の雇用保険料73万1,452円のうち、議会事務局の分といたしまして、予算額5,000円に対しまして収入済額が4,333円となっております。歳入につきましては、その2点でございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。歳出につきましては、39ページから42ページになります。款1議会費、項1議会費、目1議会費でございます。まず、議会費の総額でございますが、当初予算額1億2,663万6,000円に対しまして、補正額が256万5,000円の減でございます。予算現額につきましては1億2,407万1,000円となりまして、支出済額が1億2,254万4,839円となっております。不用額につきましては152万6,161円、予算執行率98.8%となっております。

それでは、節ごとにご説明させていただきます。まず、節1の報酬でございますが、当初予算額4,674万2,000円に対しまして、補正額は33万8,000円の減、予算現額4,640万4,000円、支出済額4,638万1,876円、不用額が2万2,124円でございます。補正の要因につきましては、議員の辞職に伴いまして4月分の報酬を減額したものでございます。

続きまして、節2の給料でございますが、当初予算額1,434万9,000円に対しまして、支出済額1,434万8,700円、不用額は300円でございます。給料については以上でございます。

続きまして、節3職員手当等でございますが、当初予算額2,878万4,000円に対しまして、補正額が162万3,000円の減、予算現額2,716万1,000円となり、支出済額2,715万5,369円、不用額は5,631円となりました。補正の主な要因でございますが、こちらは議員の改選に伴う議員期末手当の減並びに職員の勤勉手当支給率の変更に伴うもの等でございます。

続きまして、節4の共済費でございます。当初予算額2,061万5,000円に対しまして、補正額が16万8,000円の減、予算現額2,044万7,000円となりまして、支出済額1,932万6,460円、不用額は112万5,400円でした。こちらはちょっと不用額が多くなってしまっているのですが、不用額の主な要因としましては、議員共済会負担金の納付額算定におきまして、当初予算で4月1日現在の議員数を14人で見込んでおりましたけれども、実際4月1日現在13人ということであったため、110万7,000円がちょっと減額となっております。こちら補正をしておけばよかったのですが、ちょっと不用額という形になってしまいました。

続きまして、節7賃金でございます。当初予算額181万8,000円に対しまして、補正額は33万7,000円の減、予算現額148万1,000円となり、支出済額139万4,468円、不用額は8万6,532円でした。補正につきましては、臨時職員の退職に伴うものでございます。

続きまして、節8報償費でございます。当初予算額17万7,000円に対しまして、支出済額11万1,600円、不用額は6万5,400円でございます。不用額の主な要因としましては、政策検討会議講師謝礼を2人分計上

しておりましたけれども、1人分のみの支出となったため不用となったものでございます。

続きまして、節9旅費でございますが、当初予算額25万3,000円、流用が時間外勤務手当2,000円、予算額25万1,000円、支出済額24万184円、不用額1万816円となりました。こちら総務常任委員会の所管事務調査におきましては、埼玉県吉川市、長野県安曇野市、塩尻市へ、厚生文教常任委員会の所管事務調査は長野県松本市、東京都荒川区へ視察に行っております。

それから、節10の交際費でございます。こちらにつきましては当初予算額27万円に対しまして、支出済額23万2,000円、不用額3万8,000円となっております。

続きまして、節11需用費でございますが、予算額307万3,000円に対しまして、支出済額304万1,138円、不用額は3万1,862円でした。こちらにつきましては、消耗品及び議会だよりの印刷製本費が主な支出となっております。

節12役務費につきましては、予算額2万1,000円に対しまして、支出済額1万2,425円、不用額8,575円となっております。こちらは郵送料でございます。

それから、節13委託料につきましては、予算額586万1,000円に対しまして、支出済額584万1,693円、不用額1万9,307円となっております。こちらにつきましては、会議録作成委託料、議会だより配布委託料等が主な支出となっております。

続きまして、節14使用料及び賃借料につきましては、予算額243万円に対しまして、支出済額は234万8,290円、不用額8万1,710円となりました。本会議場用設備機器借上料及びバス借上料が主な支出になっております。不用額の主な要因といたしましては、総務常任委員会、厚生文教常任委員会の所管事務調査のバス借上料が見込みを下回ったため生じたものでございます。

続きまして、節19負担金、補助及び交付金につきましては、予算額214万6,000円に対しまして、支出済額211万636円、不用額3万5,364円となりました。こちらにつきましては、県及び郡議長会負担金並びに県外視察負担金等と政務活動費になります。不用額の主な要因でございますが、3名の議員より政務活動費の返還があったことによるものでございます。

以上が議会費に関する概要の説明となります。

○議長（井田和宏君） それでは、議会費の概要について説明をしていただきました。聞き漏らした点等があれば、挙手にてお願いをしたいと思います。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

14ページの歳出の一般管理費の3番の職員手当の、これは関係ない……

○議長（井田和宏君） 補正のほうですか……

○議員（細谷光弘君） すみません、ではいいです。

○議長（井田和宏君） ほかにないようでしたら、続けて補正について。

○事務局長（落合行雄君） 続きまして、令和2年度の補正予算（第5号）につきましてご説明させていただきます。

補正予算書をお持ちの方は予算書のほうで、ない方はこちら資料を1枚用意してありますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

補正予算書14ページでございますが、新型コロナウイルス感染症対策に伴う議会運営委員会、広報広聴常任委員会の所管事務調査中止による減額分をまず計上させていただきました。

節7 報償費の謝礼につきましては、委員会で2か所の視察を予定していたため、中止に伴いまして1万4,000円を減額いたしました。

それから、節8の旅費につきましては、費用弁償が議員16人分の宿泊費19万2,000円の減額、それから普通旅費が随行職員2人の2回分の宿泊費4万8,000円を減額いたしました。

それから、節13使用料及び賃借料につきましては、有料道路通行料2回分で4万円を減額、バス借上料も2回分で43万3,000円を減額いたしました。減額の合計につきましては、72万7,000円となりまして、新型コロナウイルス感染症対策基金へ積み立てられることとなります。

それから、ちょっと戻りますけれども、節2の給料198万2,000円、それから節3の職員手当等の地域手当17万7,000円、それから管理職手当54万円、期末手当96万7,000円、勤勉手当74万2,000円、その下の節4の共済費の職員共済組合負担金61万3,000円、いずれも増額でございますが、こちらにつきましては職員の定年退職に伴いまして、当初予算で課長級ではなく再任用職員の人件費を計上しておりましたため、人事異動によりまして不足分を計上したものでございます。それから、通勤手当の2万4,000円の減額につきましては、これ人事異動に伴うものでございます。

最後に残りましたけれども、節3の職員手当等の議員期末手当につきましては、3月議会で支給率を年間4.4月から4.5月にする条例改正を行いましたけれども、令和2年度当初予算編成に間に合っておりませんでしたので、不足している0.1月分の45万円を計上させていただきました。

説明につきましては以上になります。

○議長（井田和宏君） 今補正予算について説明をしていただきました。聞き漏らした点等があれば、お願いしたいと思います。挙手にてお願いします。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

2の総務費の、款の2の総務費の、これはまだ違うのですか。

〔「議会費だけなのですからけれども」と呼ぶ者あり〕

○議員（細谷光弘君） すみません、申し訳ないです。では、単にこの下がないだけだと。勘違いしていました。計算が合わなかったのです。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） それでは、以上で決算についてと補正予算について説明を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（井田和宏君） ただいま局長からも話があったとおり、所管事務調査費に関わる費用72万7,000円については、町長に申入れをして、新型コロナウイルス感染症対策基金のほうに入れていただくように申入れをしましたので、併せてお伝えをさせていただきます。

そして、その他についての2番目でありまして、オンライン会議についてということで、ちょっと

皆さんにご意見をいただきたいと思います。オンライン会議については、やる方向もやらない方向もまだ決めてはいたのですが、菊地議会運営委員会委員長と話した結果、やるとすれば、この件については全員協議会の中で協議を進めてくれということになりましたので、全員協議会のほうで協議をさせていただきたいと思います。オンライン会議については、総務省等の見解についても、委員会については、オンラインで開催しても差し支えないという見解も出ておまして、その詳細については、それぞれの議会で決めてくれみたいなことが書かれています。本会議についてはオンラインというわけにはいかないのですけれども、委員会についてはオンラインでも問題はないということでございます。

三芳町議会においては、このオンライン委員会、会議を今後導入していくかどうかについて皆さんのご意見をいただければというふうに思うのですが、どのようにお考えか、聞かせていただければと思いますが。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

この新型コロナウイルス感染症が今後どういうふうな展開をしていくのかというところを考えると、本会議はできないような旨、書いてあるのですが、委員会は、やるやらないというより、やれるように準備はしておいたほうがいいのかというふうに思うのですけれども、私は個人的にはそのように思っています。

意見表明だけでいいですか、以上です。

○議長（井田和宏君） 今ご意見は、オンライン会議については、コロナの感染状況もどうなるか分からない中で、やれる方向で準備をしておけばどうかというご意見でございました。

ほかにご意見ございますでしょうか。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

私もこのような状況が収まる、今のところめども立たないような状況なので、この先やはり緊急事態宣言中もそうでしたけれども、なかなか委員会を開催できないような状況がございましたので、やはり事前に備えとして、いつまたそのような委員会を開けない状況になってもいいように、オンライン会議をできるような体制だけは整えておくべきかなというふうには思います。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

今お話がありましたように、体制を整えておくというところに私も賛成ではあります。しかし、どういう状況になったときに開催するのか、誰がやりますというところを決めるのかというところは、決めておいたほうがいいのかというふうに思います。今決まっているのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（井田和宏君） 何も決まってはいませんので、多分どういった状況になったらオンライン会議で委員会を開催することができるのかにかについても、今後決めていくようだとは思いますが、その辺についてはまた次回以降にご意見をいただきながら進めさせていただければと思います。

ただ、どこまでやるのかとか、いつまでにやるのかぐらいはちょっとご意見をいただければと思うのですが、どこまでやるのかということについては、例えばオンラインで委員会の協議をする。これぐらいですと、委員会規則の改正や条例改正をしなくてもすぐというふうに思っていますし、例えばその協議をするだけで

も、実際に集まる時間を短くできると思うのです。もし採決、表決とかする場合には、実際に来てもらうような形にはなるとは思うのですけれども、そういったことも考えられますし、その表決までオンラインでやるとすると、また規則の改正なども含めてやらざるを得ないと思うのですが、どの辺までのオンラインでの委員会が必要なのかということをご意見としていただいて、その後、改正するところがあれば改正するための準備をさせていただければというふうに思うのですが、今こう言われてもぴんとこないというか、なかなか考えがまとまらないと思いますので、一旦持ち帰っていただいて、どういうイメージのオンラインがいいのか、どういったふうに今後オンライン会議を進めていけばいいのかということ、少し持ち帰っていただいて考えていただければというふうに思うのですが、できれば今後のスケジュールぐらいは簡単に、私の考えているスケジュールですけれども、申し上げさせていただくと、できれば定例会中の全員協議会の中で、今日皆さんに考えてきてもらうことを、どういったことの、どこまでオンライン会議とするのかということを含めて考えてきてもらって、それを次回の全員協議会の席で聞かせていただいて、それが決まった後に正副議長と事務局とで、どのぐらいまでの改正、条例とか委員会規則の改正が必要なのかということ、ちょっとたたき台として作らせていただいて、それをまた改めて皆さんに提示をして、意見をもらいたいというふうに思っています。

具体的には、定例会中1回全員協議会の場で、そういった場を作って意見をもらって、多分恐らくその1回では決まらないと思いますので、定例会終了後、1回そのためだけの全員協議会を開かせていただいて、9月中になるかと思うのですけれども、9月中に1回全員協議会の場を持って、改めてもう一回皆さんに意見を聞いて、オンライン会議のための全員協議会ですか、それを1回設けて、その場でまた意見をもらって協議を進めさせていただければというふうに思うのですが、そういった感じで今後進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津君） 9月の全員協議会があるという前提なのか、9月は決算議会なので、その辺もあるということのお話で捉えていいのですか。

○議長（井田和宏君） 9月の全協は、通常定例会中には1回は全員協議会の場を設けますので、そのときに簡単に協議の場を少し時間をとって設けさせていただくので。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 今言ったように、決算議会ですので、やはりそういった協議で長い時間というのは、私はあれですので、10月議会はありませんので、10月でそういうふうなものを持ち寄って話ししても全然遅くはないと思いますし、これがどうなるのか、やはり町民のほうの関係です、一番は。町民の側に立って、第2波、3波というのがすごくどういふふうに関わるのかという、そちらのほうもあるので、やはり9月議会最中はちょっと避けて、10月にそういった話を1回目持ってきていただいたほうがいいのかというふうに思います。

○議長（井田和宏君） できれば早めにやれる体制を整えておきたいと思っておりますので、できれば9月の全員協議会の場で……

〔「暫休のほうがいいかな」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

(午後 3時09分)

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

(午後 3時16分)

---

○議長（井田和宏君） オンライン会議については、今日資料がありますので、その資料を読んでいただいて、不明な点等があればご指摘していただきたいと思ひますし、またどのような方向で、どこまでオンライン会議でやっていくのかということも、次回以降に皆さんのご意見を聞かせていただければと思ひます。次回は定例会中の全員協議会を予定をしていますが、その案件によって、やるやらないはまた改めて決めさせていただきますので、できれば9月の定例会が終了後、このオンライン会議を協議するための全員協議会、1回設けさせていただければというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、その他、この件についてはよろしいでしょうか、以上で。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） それと、前回の全員協議会の中で、倫理条例に抵触するおそれがあるということでお話をさせていただきました。そのことが公式か、公式ではないかというご質問があつて、私のほうからは公式であるということをお話をさせていただきました。これは私の誤りでございまして、執行側から来たものというのは公式なものではないということとございまして、この点については、本当におおびを申し上げさせていただきますし、訂正をさせていただきます。

ただ、そういったおそれがあるということとありますが、そういった疑いを今後持たれないように、議員の皆様においては、活動するときにおいては注意をしていただければというふうにも思ひます。私からはその点については以上でございましてけれども、皆さんから何かご意見があれば承りたいと思ひます。

久保議員。

○議員（久保健二君） 今議長から説明いただいたのですけれども、うちの会派でもその件に関して、議長からの報告後、協議を会派内でさせていただいて、いろいろとその後議長とも別なところではお話をさせていただいたのですけれども、実際に受ける側と、こちらから窓口にお伺ひした立場で、取り方というのが様々だと思ひます。今回みたいに、受ける側としては圧力を感じたとか、いろいろな受けた感じ方というのはあると思ひますけれども、それが議員としてやはり窓口に行かなければいけない場合というのは多々出てくると思ひますし、議員によっては窓口に行く回数というのも様々だと思ひます。そこら辺というのが、一方的に言われたことを伝えられて、議会、あと議員としての動きの活動の幅というのが制限されるようなことになっては、やはりいけないと思ひますので、そこら辺ちょっと明確に、どこまでがと言つたら、そういうのはなかなか線引きが難しいのでしようけれども、向こうが受けた感情をそのまま伝えられたら、議員としては、いや、そうではないよというやはり意見もあると思ひますので、その辺というのはきちんと確認した上で、やはり報告というのをさせていただくべきだったのかなと思ひますし、今後も今気をつけるよというよなお言葉があつたのですけれども、そうすると、やはり窓口に行くのも、行っていいものなのかどうかというのを、今後ちょっと考えながら行動しなくてはいけない。みんなやはり圧力をかけようと思つて行っている議員というのはいないと思ひますので、その辺というのはある程度議会側からも執行部に対してやはり伝えて



いただくということも必要なのかなというふうに思うのですが、いかがなのでしょう。

○議長（井田和宏君）　そうですね、今回の件については、そういったことが執行部から申入れをされて、私のほうでは確認をしないまま皆さんに伝えてしまいました。この件については、私の反省をするべきところだと思いますし、次回以降は確認をさせていただいて、皆さんにお伝えをするなり、また副議長とも相談をしながら、こういった場面があったら進めさせていただきたいというふうに思います。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君）　菊地です。

7月の全員協議会では、議長は双方に確認して報告するという話だったと思うのですが、それについてはいかがですか。

○議長（井田和宏君）　今回私が申し上げたいのは、どの案件ということではなくて、皆さんには、疑いを持たれないように注意をしていただきたいということで、先ほどお話をさせていただきました。双方に確認をするというふうには申しあげましたけれども、今この場でそういったことを申し伝えるのはどうかと思いますので、そこは差し控えさせていただきたいと思います。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君）　議長が自分でおっしゃったことだと思うのです。それで、我々というか、結論から言うと、皆さん自分かなと思うかもしれないですが、今回は私でした、やはり。それで、今あったみたいに、何がそういうのに当てはまるのかというのが分からなければ、注意のしようもないのです。しかも、最初に言われたのは、窓口で時間が長かったというのと、声が大きかったということらしいのですが、私は窓口にはずっといたわけではなくて、途中抜けているのにもかかわらず長かったと、そのことを言うと、後からそうやってまた言ってくると、あともう一つ、声が大きかったというのは、今ビニールカーテンやっているので、聞き取りにくいがあるので、多少声が出てしまうところはあったかもしれないです。ただそういったことも含めて、両方から聞き取りをして、実際に議長は倫理条例に違反するおそれがあるとまで言ったわけですから、それについてはしっかり調査報告をしていただきたいと思うのですが。

これをうやむやにしたまま議員活動というのはなかなかできないと思うのです。倫理条例違反とまで言われているのですから、それは当然そういうことがないように考えていますけれども、ただ窓口でやっていることに対して、前に言ったことと違ったりしたら、やはり言うことは言わないといけないと思うのです。それに住民から聞くと、議員がいる場合といない場合は対応が全然違うという、それもあってはいけないと思うのです。そういうことを考えたら、やるべきことはやらなければいけないと思いますし、ただ窓口のほうで職員がトラウマになるぐらいの恐怖を感じたということがあるのは、それはあまりこっちは望むことではないと思うのですが、差し控えたいというのは、議長としてどうかなと思うのですが、言った以上は最後までやってほしいと思いますが。

○議長（井田和宏君）　双方から確認をしました。執行部側にももちろん確認をしましたし、菊地議員にも確認をしました。相手が言うには……

暫時休憩します。

（午後 3時24分）

○議長（井田和宏君） 再開をいたします。

（午後 3時35分）

---

○議長（井田和宏君） 本当に今回の件、皆様にお騒がせというかご迷惑をおかけしました。本当に私の一番初めの対応の仕方によっては、このようなことにはならなかったというふうに思いますので、今後そういった案件というか、上がってきた場合には、もちろん双方に事情確認をして、それから皆さんにお伝えをするようにいたしますので、くれぐれもこのようなことがないように気をつけますので、今後よろしく願いをしたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） それでは、その他のこの政治倫理条例については以上とさせていただきます。

私からのその他については以上なのですが、皆さんのほうからほかにございますでしょうか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

議長から定期的というか、町長との打合せで議事録という形で出てくるのですけれども、その内容については公表していいのか、議員が。してはいけないのか、どうなのでしょうかとと思うところがあります。あと、議事録として出てくるその内容もそうなのですけれども、議事録ではないですね、そもそも。それがどこまで信憑性があるといったら申し訳ないのですけれども、信じていいのかというのもあって、もしそれが公式であれば公表していいと思うのですけれども、これ公表できないよなというような文言も見受けられるとすると、どうこっちは受け取っていいか分からないのです。どうしたらいいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 正副議長と町長との話し合いは公式な場だというふうには思って、公式な場というか、決定したものを議事録に載せているというつもりはなくて、町長との話し合いの中でこういった項目が上がったというものをあそこに書かせていただいております。決定したものを全て、決定したものを載せているわけではなくて、決定していないもの、会話の中で出てきたものも書かせていただいておりますので、あの議事録を公表するということは差し控えていただきたいというふうには思います。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

それは、例えば委員会の中でもこういうことがあったはずだというものなしですか。

○議長（井田和宏君） もう一回お願いします。どういう意味ですか、菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

要するに、委員会の中で何か協議している中で、議長と町長で話し合ったり、こういう話が出たということを使うことはどうなのでしょう。

○議長（井田和宏君） ちょっと暫時休憩します。

（午後 3時38分）

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

(午後 3時44分)

---

○議長（井田和宏君） それでは、正副議長と町長との話し合いの議事録の件ですけれども、ちょっと今までは少し変えて、決定事項と意見交換ということで、欄を変えて書かせていただいて、また皆さんにお渡しをしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） そうしたら、私のほうからは以上とさせていただきますが、皆さんのほうでないようであれば、以上、その他も含めて終了とさせていただきます、事務局のほうにお返しをいたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○事務局長（落合行雄君） 大変お疲れさまでございました。

では、閉会につきまして、小松副議長、よろしく願いいたします。

○副議長（小松伸介君） 皆様、今日は早朝より全員協議会ということで、大変お疲れさまでございました。

また、9月定例会に向けて今日と明日で一般質問の通告ということで、大変お忙しい中だと思います。本当に暑い中でございますので、皆様も体調に十分にお気をつけいただきまして、議会への準備を整えていただければと思います。

本日は大変にお疲れさまでした。

(午後 3時45分)